

福祉文教委員会会議録

令和6年4月18日(木)

(開会) 10:00

(閉会) 17:34

【 案 件 】

1. 図書館について
2. 虐待の予防事業について

【 報告事項 】

1. 颯田子育て支援センターについて (こども家庭課)
2. 工事請負契約について (契約課)

○委員長

ただいまから福祉文教委員会を開会いたします。

「図書館について」を議題といたします。先日の委員会で資料要求のありました資料及び本日の提出資料について執行部の説明を求めます。

○生涯学習課長

前回、2月8日開催の本委員会において追加要求のありました資料につきまして、資料1から資料4として、またコミセン改修事業等のスケジュール(予定)につきまして、資料5として提出しましたので、当該資料について補足説明させていただきます。

それでは、資料1をお願いいたします。図書資料の選定・購入・廃棄に関する実際の業務フローと取扱要領に規定する基準となっております。

はじめに、1ページの図書資料の選定・購入に係る「(1)定例作業」としまして、株式会社図書館流通センター(TRC)が発行する「週刊新刊全点案内」による選書と、公益財団法人図書館振興財団が主宰する「新刊選書委員会」のご意見を基に選定、発行されます「新刊急行ベル」による購入があり、選書から配架までの流れは記載のとおりでございます。その他、雑誌や郷土資料等につきましては、市内書店からの直接購入となっております。

次に、「(2)随時作業」としまして、年1回発行されますTRCの各種カタログによる購入のほか、年4回発行の「新着AV」冊子による著作権をクリアした視聴覚資料の購入、「TRCブックキャラバン」、「図書館のためのブックフェア」等における直接購入、辞書・辞典等のレファレンスブック等、出版社を訪問して直接購入することも行っております。

次に2ページをお願いいたします。図書資料の廃棄につきまして、毎年の定例作業としまして、新刊受入時や書架整理時、蔵書点検時に、版や内容が古い本を基準に基づきシステム上で除籍予定処理を行った後、記載フローのとおり手続き・処理を行うものでございます。

次に、3ページから7ページをお願いいたします。資料選定委員会に関する規定や資料の選定、発注、保存及び廃棄等の基準を定めた、事務取扱要領の関連規定の条文でございます。

「第2」として、「資料選定委員会」の設置目的、所掌事務、委員会の構成や議事の進め方等について規定しております。

次に、「第3」として、「資料の選定及び発注等に関する事項」としまして、資料選定にあたっての留意事項のほか、図書、雑誌及び視聴覚資料の選定及び発注、さらには寄贈資料や逐次刊行物の取扱いに係る基本原則を、また、「第4」として、「資料の保存及び廃棄等に関する事項」としまして、資料保存に当たっての留意事項のほか、廃棄対象資料及び廃棄後の取扱いに係る基準を、最後に、「第5」として、例外的な資料の購入(所蔵)に関する留意事項や取扱いに係る基準を規定しておりますので、内容につきましてはご確認をお願いいたします。

続きまして、資料2をお願いいたします。飯塚市立図書館5館ごとの直近3か年における図書資料の購入実績となっております。

全体金額の項目にありますように、令和5年度から1冊あたり88円の装備代がかかるようになったことを除けば、ここ数年は同額(3250万円)の予算計上でございます。また、5館への配分額につきましても、指定管理者からの申請に基づき、当課で内容確認。必要に応じて修正指示の上、確定しておりますが、ここ数年は大きな変更はございません。

なお、「各図書館(5館)への配分額」以下の表につきましては、購入実績・決算額に係る実績内訳となっておりますので、内容につきましてはご確認をお願いいたします。

続きまして、資料3をお願いいたします。飯塚市立図書館5館ごとの直近3か年における図書資料の除籍、廃棄の実績となっております。左上の表が図書資料除籍の全体実績ですが、適正な蔵書数・蔵書構成を見直すことで市民サービスの向上を図ることを目的として、また、今後のコミュニティセンター改修事業の実施を見据えて、増加傾向となっております。その他の表につきましては、除籍区分、内容別の実績内訳となっておりますので、内容につきましてはご確認をお願いいたします。

続きまして、資料4をお願いいたします。現在の市立図書館5館の指定管理者であります株式会社図書館流通センターの令和4年度指定管理者募集時の申請書の写しでございます。

今回、資料提出するに当たりましては、飯塚市情報公開条例第8条各号に規定する「適用除外」の対象となる記載事項として、顔写真や経歴等の「個人に関する情報」のほか、決算書類や納税額、人員配置や人材育成・研修プログラム等の企業ノウハウに関わり、「法人等の正当な利益が著しく損なわれることが明らかな情報」を除外する処理を行っております。

最後に、資料5をお願いいたします。イイヅカコミュニティセンター大規模改修事業及び子ども図書館整備事業に関するスケジュール表でございます。

ここで一点、申し訳ございません、資料の訂正が間に合いませんでしたので、資料の訂正がございますので、申し述べさせていただきます。1ページ目、イイヅカコミュニティセンター大規模改修のスケジュールでございますけれども、区分は改修工事の欄で、上から二、三段目ぐらいになりますけど、入札準備、発注準備、入札のところ、私どもがちょっと勘違いしまして、総合評価方式と記載させていただいておりましたけども、実際のところは、総合評価方式ではなく、区分に分かれまして、一般競争入札と指名競争入札のほうで対応になるということでした。申し訳ございません。お詫びして訂正させていただきます。

イイヅカコミュニティセンター大規模改修事業につきましては、令和6年度から翌7年度に繰り越して行う事業であり、来月5月に実施設計完了後、発注準備・業者選考、工事契約議案の議決を経て、年明け1月から工事期間の開始となる予定としておりますが、資材の発注等に数か月を要すると見込んでおります。そのため、本施設の休館時期につきましても、翌年5月頃から9か月を予定しております。

なお、子ども図書館整備事業につきましては、施設の運営、施設内ブースの活用方法、大学等との連携事業について見直しが必要となったことから、各種ワークショップを実施し、改めて来年度以降の予算化を目指すものでございます。したがって、本スケジュール表につきましては、令和7年度に事業予算化された場合のものでございますので、事業実施に向けた関連業務の推進、関係団体や庁内関連部署との協議を進めてまいります。

以上、簡単ではございますが、追加提出資料につきまして、補足説明を終わらせていただきます。

続きまして、「公共図書館のDX推進に係る取組について」、提出いたしました資料に基づき、5つの項目に分類した上で、現状や今後取り入れるべき事業かどうかの参考指標として、他自治体の動向等を説明させていただきます。

それでは、資料1ページをお願いいたします。サービスのDXにつきまして、既存のサービ

スを変革するとともに、新しいサービスを開発していくというものでございます。

現状は来館サービスが中心であり、調べもののサポートを行うレファレンスサービスは館内カウンターでの対応が中心、データベース利用は館内専用端末に限定されております。ウェブサービスとしての図書館資料の予約が可能であり、県立図書館ホームページにアクセスし、利用者登録を行うことで、県内公共図書館資料の横断検索や身近な図書館への取り寄せ、県立図書館資料の貸出・予約は可能となっております。

以上のような現状から他自治体の動向に目を向けますと、非来館者サービスとしまして、ウェブからの利用登録、更新やスマートフォンでの利用者カード表示、オンラインレファレンス等の機器購入やシステム改修が必要なものだけではなく、蓄積してきたデータのデータベース化や市役所全庁的に運用中であるAIチャットボット利用の拡大等、外部機関への申請や事務手続だけで対応できるものもございますので、予算化の有無を含めて、今後、サービス拡大等に関して検討する必要があると考えております。

次に2ページをお願いいたします。資料（情報）のDXにつきまして、資料のデジタル化やデジタルコンテンツの充実により、新たな図書館サービスを創造するとともに、所蔵する資料の可視化や情報発信・PRを図るというものでございます。

電子書籍サービスの広がりや、行政資料や郷土資料の館内特集コーナーでの配架、閲覧、資料の収集・整理・保管等に関しては、図書館職員（司書）の個人的なスキルに頼るところが大きい現状を踏まえ、電子書籍に関する県立図書館等の活用・利用支援を行いつつ、図書館利用者だけではなく、一般市民の要求に資する事業であるかの検証を継続実施するほか、行政資料や郷土資料、貴重資料のデジタル化による市政情報の発信・PR不足の解消や、定例的な選書業務の効率化を推進することで、市立図書館5館の機能標準化、図書館職員の業務支援につながっていくものと考えております。

次に、3ページをお願いいたします。施設利用や館内環境のDXにつきまして、DXにより利用者が快適に利用・滞在できるようにすること、さらには各種手続や施設管理のDXを推進するというものでございます。

現金取扱いのみである館内窓口での支払い、各種申請は館内窓口での提出に限定されているほか、SNS活用はイベント等の周知・報告の発信に限定し、館内照明等は手動管理という現状・課題となっております。市役所内でも運用中である料金支払いのキャッシュレス化や各種申請・手続に係るウェブページやLINEの活用、各種SNSの活用拡大のほか、システム更新時や施設更新（改修）時における、費用対効果等も踏まえた検討が必要ですが、自動貸出機の導入や人感センサー活用による照明の自動点灯など、利用者の利便性向上、図書館職員の業務改善及び職場環境の改善につながる手段として、効果的な事例・施策であると考えております。

次に、4ページをお願いいたします。組織・管理運営のDXにつきまして、DX推進に必要な体制の構築やデータの収集・分析に基づく意思決定の仕組みづくりのほか、図書館の業務フローを再検討するというものでございます。毎年、図書館5館ごとに利用者アンケートを実施し、今後の図書館運営の参考指標とするために、手動集計により結果を取りまとめるほか、ホームページの閲覧回数や傾向の分析、レファレンス記録の文書回覧による職員間共有、オンライン会議やSNSを活用した情報発信は実施しております。今後は、DX推進に係る担当者の選任や当課を交えたところで、相対的な予算の在り方に関する検討を実施するほか、施設改修時におけるハード・環境面での新しい設備等の検討、利用者アンケートのオンライン受付を導入することにより、図書館利用者の拡大や図書館職員の働き方改革を図るものでございます。

次に、5ページをお願いいたします。利用者類型に応じたサービスのDXにつきまして、想定される様々な利用者に対して、身体的・言語的・時間的な各種制約を乗り越えて図書館サービスを届けることを可能にするというものでございます。本資料では、障がいにより図書館利

用に支障のある方々、日本語の理解が困難な方々、高齢者や学校図書館司書等の学校関係者に分類して、図書館サービスの現状を記載しておりますが、蔵書数や機器利用等の点において、十分な成果があるとは言い難い状況かと思えます。

今後は、現在の朗読会を発展させたオンラインサービスの実施、現状ある県立図書館等の電子書籍の活用支援、英語によるウェブサイトやSNS等を活用した情報発信、関係部署との連携による図書館利用促進のための高齢者対象の講習会の実施、学校図書館との連携強化を目的としたオンライン会議や研修会の実施、オンラインによるおはなし会等の読書イベントの開催も踏まえ、図書館に行かない・行けない方々の解消を進めるための新たな図書館サービスの提供につきましても検討してまいります。

最後に、6ページをお願いいたします。公共図書館のDX推進に係るのある国・県・市の計画等につきまして、本取組に係るの記載があるものを取り上げております。

なお、先程より現状や課題に関する今後の取組・検討について説明させていただきましたが、現在、教育委員会での決議や市長部局との協議がなされたものではございませんので、今後、図書館利用者や一般市民が求める有益な施策であるのか、本市での施策を推進すべきかなど、国・県・他市町村の動向も適宜確認しつつ、必要な協議、手続等を進めてまいりたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、「公共図書館のDX推進に係る取組について」、提出資料の補足説明を終わらせていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

○永末委員

よろしく申し上げます。前回、資料要求もさせていただきました、ご準備いただいて、ありがとうございます。確認のほうを数点させていただきたいと思えます。資料のほうが幾つかいرونなところに飛んでしまうんですが、まず1点目は、今回ではないんですが、令和6年2月8日のこちらの委員会のほうで提出いただきました図書館図面なんですけど、庄内図書館のほうに限らせて質問させていただきますが、資料の1-3のほうで、図書館図面で庄内図書館のほうも出しているんですけど、この図面は前回も確認させてもらったと思うんですけど、再度、確認で聞かせていただきます。指定管理者の管理業務、管理対象として、この庄内図書館全体の管理というふうなことでよろしかったでしょうか、確認です。

○生涯学習課長

質問委員の言われるとおりでございます。

○永末委員

そうなりますと、1階と2階がございまして、1階部分の開架図書の分と、2階部分の研修室1と研修室2、視聴覚室、閉架書庫、そういった所が指定管理者の管理対象になるということを確認させていただきました。

続けまして、今回、黒塗り部分もございまして、提案書のほうを出していただきました。この提案書というのは、こちら以前、要求させていただきました令和5年11月14日の委員会のほうで提出していただいた募集要項とか仕様書にのっとった提案書というふうな形でよろしいでしょうか。

○生涯学習課長

その点につきましても、質問委員の言われるとおりでございます。

○永末委員

現時点で、また新たな指定管理の期間に入っていますので、今回の提案書に関しては、令和5年の募集要項に従って、この提案書を作られているというふうなことかと思うんですが、そ

の際に、やっぱり大事な部分があるかと思うんですけど、こちらの資料1-7の令和5年の募集要項の8ページのほうの「14 提出書類等」というところがあるんですが、今回のこの提案書というのは、こちらの部分が提出されているというふうな形でよろしいのでしょうか。

○生涯学習課長

その点につきましても、質問委員の言われるとおりでございます。

○永末委員

こちらの提出書類の一連を見させていただきますけど、それぞれ指定管理者として適切かどうかというところをいろんな角度から確認をするための資料かと思いますが、特にそちらの施設のほうを利用する際に確認させていただきたかったのが、「③指定施設の事業計画書（様式第3号）」という部分でございます。こちらを見させていただきますと、（ア）と（イ）と（ウ）というふうにあります、（ア）のほうで、「本募集要項17（2）選定の基準（評価項目）順に具体的な提案を行うこと」というふうな感じになっております。同じ募集要項のほうを読み進めますと、17の（2）、9ページの下のほうですけど、そちらのほうに「選定の基準」というのがございます。①から④までございますが、今回、提案していただきました提案書というのは、こちらの選定基準というのは、どこの部分で提案をされているような形になりますでしょうか。

○生涯学習課長

質問委員が言われましたところで、例えば、施設の利用促進への具体的に提案につきましては、事業計画書の36ページから37ページにかけて、あと、「施設の効用を發揮できる効果的な提案であるか」につきましては、提案書52ページから58ページのほうで記載しているところでございます。

○永末委員

具体的に選定基準のほうは4つございますけど、今、そのうちのどれについて述べられて、それがどこに反映されているというふうにおっしゃられたんですか。すみません、もう一度お願いします。

○生涯学習課長

募集要項9ページの選定基準の中でございますけれども、先ほど申し上げましたのが、③の（I）の2になりますが、「施設の利用促進への具体的な提案がなされているか。の部分につきましては、提案書の36ページから37ページにかけて、「3 利用促進のための方策」に、公共メディアによる広報やSNSの有効活用などが提案されているところでございます。

続きまして、募集要項の③の（I）の4で、「施設の効用を發揮できる効果的な提案であるか」という部分につきましては、提案書の52ページに自主事業実施計画としまして、市民向け講座の充実や他団体との協働など、図書館事業のさらなる充実として提案しているところでございますし、今回の提案書の55ページからは、年間の具体的な事業実施の計画が提案されているところでございます。

○永末委員

私のほうで基準として認識しているのは、①の「指定管理施設の利用に関し不当な差別的な取り扱いを行われるおそれがないこと」という部分と、②の「事業計画が指定管理施設の設置目的に即した適切なものであること」という部分と、③の「指定管理施設の効用を最大限に發揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること」という部分と、④の「指定管理施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること」というふうな、この4つの大きな基準というふうには認識しているんですけど、それでよろしいですか。

○生涯学習課長

質問委員が言われますように、今言われた項目のところは基準となっているところでございます。

○永末委員

おそらく、ここが指定管理者が適切に行っていくかどうかというのが重要な部分かというふうに思うんですが、です、ここに対して、市のほうがこういったことをしっかりやったださいということで要綱を定められて、仕様書も定められて、されている分ですから、ここに対するどれだけの提案をされているかという部分が一番重要かと思うんですけど、先ほど課長のほうからも言われましたけど、例えば、私としてはやっぱり少し確認させていただきたいのが、今申し上げた基準の③という部分で、「指定管理施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること」かどうかというところなんですけど、これは先ほど読み上げていただきましたけど、いまいちこれがどこに入っているのかがよく分からなかったというのが、提案書に関してあります。指定管理施設の効用を最大限に発揮するという事なので、当然、先ほど確認させていただきました図書館図面等の施設がどこも無駄にされることなく、稼働率を高めて、しっかりと市民に開かれて利用されていくというのが当然のあるべき姿かと思うんですけど、そういったことが提案書の中のどこにあるんでしょうか。

○生涯学習課長

質問委員が言われましたところの施設の効果的な利用促進という意味でございますけれども、この部分につきましては、今回の提案書の中に具体的な提案が、細かい提案が書いてあるところではございませんし、現状としまして、実質的な、効果的な運用がなされているかと言いますと、確かに、特に1階の部分は開架図書室がございまして、市民の皆様にご利用はいただいておりますけれども、特に2階のスペースにおきますと、2階の奥の閉架書庫も含めまして、会議室や視聴覚室につきましても、一時的なイベントでの利用とか、ボランティアスタッフさんのみでの利用になりまして、一般的な開放はなされていないという状況でございますので、そういったところはまだまだ改善するべき点でございますし、まだ効果的な運用とまでは確かに言えない状況かと認識しております。

○永末委員

細かい部分ではないんと思うんですよね、ここは。4つ大きく選定基準が定められていたうちの、大きな一つの柱の部分じゃないですか。ここに関して、そもそもが提案書の中に何ら具体的なことがないということが問題というふうには思われませんか、そこに関して。そもそも、その提案書自体が通ってきたということ自体に、問題と言いますか、どうしてそういうことになったのかというふう思うんですけど、そこに対して答弁をいただけますか。

○生涯学習課長

質問委員が言われますように、実際、うちのほうで定めております細かい募集要項の中の基準につきまして、具体的な提案がなされていないというところにつきましては、確かに現状ではございますし、その辺につきましては、見過ごしてきたというわけではございませんけれども、そのところも含めまして、今後、大きく具体的に指定管理者との話合いの中になってくると思いますので、確かに重要な事項であると思っておりますし、今後の重要な検討課題であるという形には認識しているところでございます。

○永末委員

確認ですけど、今の答弁は、本来あるべき姿とは現状はかけ離れているというふうな認識を、教育委員会として持たれているというふうなことでよろしいんでしょうか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:33

再開 10:36

委員会を再開いたします。

○生涯学習課長

失礼いたしました。今回の指定管理者の募集につきましては、市立図書館5館全体の運営に係るものとしての提案を受けているところでございますし、仕様書の中におきましては、各館ごとの事業の実施状況とか、そういったところの提案を求めていることはございますけども、例えば施設の在り方とか、そういう面につきましては、各館ごとの詳細の提案を求めているものではございませんので、その辺につきましても、提案書自体には確かに記載はないところがございますけども、必要な事項として、指定管理をしていただく中で、今後の計画の中で踏み込んで協議をしてまいりたいというところがございます。

○永末委員

確認ですけど、今までこの件を私は何度も申し上げてきた部分があるんですよね。ここ最近、お話をさせていただいたことではなくて、もう何年も前から、改善を何度も何度も要望させていただきました。全く進んでいない現状なんですけど、そこに関して指定管理者とまだ協議をされたことはないんですか。

○生涯学習課長

確かに以前より質問委員のほうからいろいろご提案等いただいているところは認識しているところがございますので、私が着任した以降も、指定管理者との定例的な調整会議等の中で、特に庄内図書館の案件につきましても、具体的に改善ができないかというところで話はしたこともございます。

○永末委員

その協議の結果はどんな感じなんですか。

○生涯学習課長

具体的な提案としましては、やはり施設の有効利活用を進めるということで、実際に2階部分の開放とか、そういうところで話をさせていただいたところがございますけども、以前より指定管理者側で懸案としております、どうしても2階の出入りにつきましては図書館側の目が届かないというような理由もありまして、実際にその具体的な方策につきましては、まだ進んでいないという状況でございます。

○永末委員

ちょっと分からないんですけど、管理対象は庄内図書館全体ですよね。全体をこの指定管理者が庄内図書館に関しては管理するというふうな指定管理の状況だということ、一番最初に確認させていただいて、そうですということで答弁いただいたと思うんですけど。となると、管理対象である2階の部分に関しては、手が回らないというか、そこまで管理ができないというのは、それは契約上、おかしくないですか。

○生涯学習課長

確かに質問委員が言われますとおり、庄内図書館につきましても、1、2階、全館が指定管理者の管理する所となっておりますので、すみません、私が先ほど目が届かないようなという形で申し上げたところがございますけども、それは確かに理由にはならないところがございますので、私どもとしましては、2階の有効活用については十分認識しているところがございますので、目が届かないという理由があるなら、それに対する対処方法とか、そういうのも含めて2階の有効活用について、あくまでも指定管理者が管理していただく物件としまして、有効に活用していただく方策を今後とも進めていただきたいと思いますし、そのための協議につきましても、早急にまた進めてまいりたいというふうには考えておるところでございます。

○永末委員

ただ、もうその協議をされた結果ですよ、今が。結局、協議をされた結果、そこまでできない、できないというか、そこまで管理するのが難しいんだというふうなことを管理者のほうに言われているんじゃないんですか。それは、今後さらにそこが発展する見込みがあるんですかね。そうも思いますし、そもそも、やっていただかなくてはいけないんじゃないんですか、そ

の契約上。ということは、現状、こちらが契約している内容に対して十分な債務を履行していただけていないというふうな状況だと思うんですけど。

これはしかも、今時点で指摘したわけではなく、もう何年も前から指摘しましたし、この部分がきちんとできていないと思いましたので、私は前回のこの指定管理の契約案件に関しても反対させていただきました。こちらの事業者さんはこの点についてはやっけていただけていないので、それは十分な業務が行われていないんじゃないかというふうに、私としては感じましたね、ここに関しては。そういうふうにお話ししたんですけど。

協議をかなり進めていくといいましても、結局、何も変わらずここまでずっと来ているんですけど、先ほど課長のほうからもありましたけど、私は昨日、実際に現場へ行きまして、確認させてもらったんですけど、言われるように、まずもって1階から2階に上がる階段の前に「関係者以外立入禁止」というふうな立札が立っているんですよ。そこも事情を話して、一般的な利用ができないのかというふうな話をしたら、基本的に一般開放はやっていないというふうな、さっき答弁もありましたけど、研修室1・2、視聴覚室はできないというふうな形。ただ、中の状況を見たいのということで、お願いして見させていただいたんですけど、そのときに研修室1に関しては、そもそもがもう部屋として機能していないといいますか、倉庫になっているというふうなことでした。実質、その時点で、本来は市民が利用できる公共スペースが何らかの理由からそういうふうな状況になっている。

こちらの選定基準に関しましても、先ほど私は③のほうだけ申し上げましたけど、①に関しては、「指定管理施設の利用に関し不当な差別的取り扱いを行われるおそれがないこと」というふうなことで、ここと内容が重なるかどうか分かりませんが、本来は、もし直営であればきちんと研修室を市民の利活用ができるかもしれないのに、なぜかそれが管理上できないからという理由で、そこが使えないというのは、それこそ市民の施設の利用をする権利というのも、そこに対しても十分に生かしきれていないというふうな状況にもなっていると思うんですけど。ここはかなり早急に改善していただかなくちゃいけない状況じゃないかと思うんですけど。

一つ提案なんですけど、この募集要項を見て、例えば、今後いろんな協議を行っていくということだったんですけど、一旦、この施設の指定管理をお願いしている立場として、立入調査みたいなことをやっていただけないですか。実際、要綱上はそういった権限も書かれていますので、しっかりと現場を見ていただいて、聞いていただいて、なぜ、そういうふうなことになるのかというのを、しっかりと指定管理に出している側の責任として、立入検査とかを行うべきではなかろうかと思うんですけど、そこに関していかが思われますか。

○教育部長

ご質問委員が言われますとおり、現状、2階の部分に上がることができない、上がらせないというのが、この指定管理を行うに当たっての使用の面からいけば、おっしゃられるとおり施設の効用を最大限発揮していないのではないかと。そういった部分に該当するのではないかと。ということで、今、課長のほうも答弁しておりましたけれども、協議をする中で、なかなか2階に目が届かないとか、何とかという話で、改善されていないと。ただ、実際、2階に上がらせていただいたということで見たら、研修室のほうが実態としては使えないような状態ではないかということですので、私どものほうも現地のほうに行きまして、実態をよく確認した上で、指定管理者のほうに今までもる協議のほうは行ってきたということではございますけれども、施設の根本的な改修となるとやはりその時間もかかりますし、予算もかかりますことから、早期にそういった問題を解決するために、以前、防犯カメラをというふうなお話もいただいておりますので、そういったところも含めて、指定管理者のほうと、どういった形をとれば2階の部分を安全に活用することができるのかということも協議していきたいというふうに考えます。

○永末委員

繰り返しますけど、もう終わりますけど、現状、私としてはしっかりとした債務の履行を行っていただいている状況にあるのではなかろうかというふうに強く思いますので、そこに関して、しっかり指定管理者のほうにまず認識を持っていただきたいと思います。昨日、お聞きしたときには全くそういった認識すらないというふうな感じを、私としては個人的に受けましたので。まず、そこはそういう状態なんだよというのをしっかりと認識をしていただいて、早急に改めることを、今の部長がおっしゃっていただきましたような形で、次回の委員会でも実際の協議に関する結果をぜひとも聞かせていただきたいと思いますので、よろしく願います。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○兼本委員

私は穂波図書館について伺います。今、指定管理者は穂波図書館も同じように1、2階を管理されてあるのでしょうか。

○生涯学習課長

穂波図書館につきましては、指定管理で今、対応をお願いしているところにつきましては、1階の部分だけでございます。

○兼本委員

では、子ども図書館になった場合にはどのようになるんですか。

○生涯学習課長

子ども図書館を整備した暁には、1、2階を含めて子ども図書館になりますので、1、2階全てが指定管理者の管轄という形になります。

○兼本委員

いいですか、今の答弁で。もう1回されるなら、してください。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:48

再開 10:50

委員会を再開いたします。

○生涯学習課長

申し訳ございません。答弁で先ほど1、2階とも申し上げましたけども、現在の募集要項の中で、指定管理者に管理をお願いしているのは、あくまでも1階の部分だけでございましたけれども、募集要項の中につきましても、今後、子ども図書館の改修につきましては、また今後、協議をさせていただきますという形になっておりますので、その分につきましては、今後、1、2階ともに子ども図書館になった暁には、その管轄を両方するような形で、改めて指定管理者と協議をさせていただきたいと思っております。

○兼本委員

分かりました。それで、さっきの永末委員の答弁なんですよ。1、2階を庄内図書館は見れないわけでしょう。ということですよ。もし、これが1、2階が子ども図書館になったところで、検討しますと言われたときに、安全性が確保できないから見れませんというようなお話になるんじゃないかと、今の答弁を聞きながら危惧したんですよ。その辺りの打合せというのはどのようになっているんですか。

○生涯学習課長

子ども図書館につきましては、まだ計画進行中で、まだ確定したものではございませんけれども、今、計画を予定しているところにつきましては、1階及び2階とも改修して子ども図書館とする方向で行いたいというふうに考えているところでございますので、1階を含めて、

2階につきましても、今後は1階だけではなく2階のほうにも図書館の専任スタッフを配置して、当然、目が届くような形で対応したいと考えておりますので、そういった意味では、1、2階両方とも職員が対応して、目が届くような形で安全配慮は果たしたいというふうに考えています。

○兼本委員

穂波はそのようにすると。庄内はしないという考えなんですか、今の答弁は。

○生涯学習課長

確かに穂波図書館につきましては、そういった形で、子ども図書館になった暁には、1、2階とも運用ということで、職員の配置を含めて指定管理者側と協議した上で進めてまいりたいというふうに考えております。

言われますように、庄内図書館につきましては、今のところ2階が一般の利用に供するよう形になっておりませんものですから、そのことにつきましては、今後の利活用も含めて、庄内図書館につきましては、先ほど部長のほうからも答弁させていただきましたけども、早急に指定管理者側と協議をした上で、こういった形で利用、一般開放ができるかということも含めて協議を進めてまいりたいというふうには考えております。

○兼本委員

子ども図書館が、例えば、1、2階で運用しますとなります。その後、そうならないと、指定管理者とはここは打合せはしないという形になるんですか。それとも、今、平行しながら、こういう計画があるんだけどもこういった場合にはどのような対応ができるかとか、そういった打合せというのはまだされていないんですか。それとも、もしくはこれからやっというふうな計画があるのかどうか、お聞かせください。

○生涯学習課長

穂波図書館の子ども図書館につきましては、指定管理者側ともいろんな面で、内容を含めて、スタッフの配置とかそういったところも含めて、協議はもう既に行ったところでございますし、まだ確定したものではありませんけど、人員の配置とかにつきましても、話し合いの中で必要な人員を確保しなければいけないとか、そういった経緯とか協議につきましては今までも行ってきたところでございます。

○兼本委員

ということは、今進めているというところでいいんですか。結論は出ていないけど、進めていますというところですね。

もう一点、子育て支援センターはそのまま残るわけでしょう。同じ敷地内に残るわけですよ。前々から言っていますように、子育て支援センターというのは未就学の子たちが利用する所じゃないですか。子ども図書館というのは、基本、誰でもどなたでもいいです、大前提なんでしょうけども、子ども図書館として、9歳ぐらいまでの子たちをターゲットにということで、お話を聞いていたんですけど、子育て支援センターにも実際に図書とかもあるんですか、今。結局、かぶる部分というのがないじゃないですか。子ども図書館は9歳まででしょう。子育て支援センターというのは未就学の6歳までで、かぶりますよね、この部分というのは。例えば、一点かぶる部分とかあって、飯塚市の第3次子ども読書活動推進計画に基づくと、子育て支援センターでも読書資料の提供とかいうようなものが含まれていたと思うんですよ。子ども図書館ができると、また同じようにその対象がかぶってくると、そこにも同じような形のものできてくるのではないかと思って、そこがよく分からない。そこは、もしかしたら子育て支援センターの委託業者と指定管理者の話し合いとか、なおかつ、お子さんがいらっやって両方活用したいといった場合、この間も言いました、安全面の話とか出ましたでしょう。この辺の連携はどうやっていくのかとかいうような話が根本的にできておかないと、また、後手後手に回るんじゃないのかなと思っているんですよ。そういったことは計画されていますか。

○生涯学習課長

確かに質問委員が以前から言われておりますように、同じ敷地内に子育て支援センターと子ども図書館が整備された暁には、同じ敷地内でございますので、子育て支援センターのほうにつきましても、当然、書籍、絵本などは配架されているとは、内容は私も詳しく存じ上げていないんですが、同じような内容につきましても、今後、以前から提案等をされておりますように、支援センターと子ども図書館の連携等につきましても、例えば、今も合同でおはなし会等のイベントを行っている実績もございますけれども、それ以外につきましても、今後どうやって取組ができるかにつきましては、今回はすみません、子ども図書館の整備のスケジュールの中で資料5として出している中に、少し子育て関係部局等も含めて、スケジュール表の中に一文だけ入れさせてはいただいているんですけども、協議につきましては、今後とも進めていきたいというふうな形で、あくまでもスケジュールではございますけれども、そういったところも含めて、協議は関連部局も含めて、支援センターとの現地の協議も含めて、指定管理者等を交えたところで協議は進めさせていただきたいというふうに考えております。

○兼本委員

だから、そこを早めにしておいたほうがいいんじゃないんでしょうか。後で、「いやそうじゃなかった。こうじゃなかった。」という話になると、どうかと思うんですね。業者さん同士は違うわけでしょう。実際に現状がどうなのかとか、その現状の確認から、飯塚市として、今後、子ども図書館ができた場合にはどのような方針でこの子育て支援センターと子ども図書館を分けていくのかとか、そういったものをはっきり提案して、ちゃんと打合せしないと、していくつもりですと言っても、ただ、「できますか。できませんか。」みたいな話じゃないと思うんですよ。だから、そこをしっかりとそういったものをつくっていただいた上で、話し合っていたら、報告していただきたいと思います。

次に、この特別付託で、子ども図書館についていろいろ議論が出ていました。その後、子ども図書館の整備等検討委員会というのはありましたか。

○生涯学習課長

子ども図書館整備等検討委員会につきましては、昨年度、令和5年度も2回ではございますけれども、8月と年度末の3月に開催し、子ども図書館の状況について報告、そしてご意見をいただいたところでございます。

○兼本委員

この付託を始める前に私が聞いたときに、私たちの意見とかというものに関しては、この整備委員会の中で要望や意見として取り上げていただけるのかというときには、それはそのようにさせていただきますという答弁でしたが、これまでの私どもの委員会の意見に対して検討委員会でどのようなものがあつたかというのは、何もないまま進められても困るんですね。その辺の報告とか、よければ議事録等があれば、また提出していただきたいと思うんですけど、委員長のほうでお取り計らいをお願いします。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:02

再開 11:14

委員会を再開いたします。

執行部にお尋ねします。ただ今、兼本委員から要求がっております、検討委員会で本委員会での要望等が協議されたことが分かる資料については、提出できますか。

○生涯学習課長

検討委員会での会議録も含めて作成した上で、そちらにつきまして提出及び報告をさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○委員長

次回の委員会で提出できるということによろしいですか。

○生涯学習課長

申し訳ありません。準備が整っておりませんので、次回の委員会のほうで対応させていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長

お諮りいたします。ただいま兼本委員から要求がありました資料については、要求することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、執行部に次回の委員会にて資料の提出を求めます。

ほかに質疑はありませんか。

○兼本委員

最後になりますが、運営に関して、安全性とかそういったものに関してなんですけど、前々から言っていますように、支援センターと図書館は別々の場所になるわけですね。運営に関してという形になってくると、多分、飯塚市が先頭になってリーダーシップを張っていただいて、指定管理者と支援センター等とやっぱりしっかりと打合せをしていただかないといけないと思います。今の状態のままで、できますよとなったときに、例えば、4歳の子と9歳の子が我が家にはいるんだと、図書館のほうに行けばいいんじゃないかと思って、図書館に行ったけども、やっぱり小さい子の支援は子育て支援センターの方がすごくいいんです。だから、こっちに下の子は行かせたいんだと。でも、上の子はこっちに行かなくてはいけないわけじゃないですか。支援センターに入れないわけですから。そういったことが起こるのではないかということが想像できるんです。そういったときに、この小学生のお子さんを、その保護者が1人しかいなかった場合に、どうやってその部分を安全に行けるのかとか、そういったものをちゃんとはっきりさせておかないとやっぱり厳しい。結局、子ども図書館というのは目玉なんでしょう、これは。そうでしょう。当然、今以上にこの子ども図書館には利用者が増えなくてはいけないんだというような形のもので臨まれているのであれば、その辺りをしっかりとリーダーシップ張ってやっていただきたいと思いますと思っていますんですけど、大丈夫でしょうか。

○教育部長

ただいま、質問委員のほうからいただいたご意見というのは、前々回、この委員会が始まってからずっとご心配されている部分であり、執行部のほうとしては、大変申し訳ないんですけども、今はまだ明確に、今までも含めて、このようにしていきます、こういうふうにしたいと思いますというふうな提案には至ってはいない部分でございます。ただ、本日提出させていただいております子ども図書館のスケジュールの中においても、時期をできたら繰り上げていきたいとは思いますが、子育て関係機関とのしっかり打合せというのもスケジュールングの中には入れております。

こういった中で、今おっしゃられるような、例えば、6歳の子どもさん、7歳の子どもさん、ただ、保護者のほうは子育て支援センターに行っている。そういったときの安全対策はどうしていくのか。また、先ほどおっしゃられた子育て支援センターの中にも図書はある。当然、子ども図書館でございますので、子ども図書館の中にも蔵書があり、同じような物がかぶらないように、そういった部分。かぶるのであれば、かぶる理由、かぶらないのであれば、どうしていくのかということも含めてしっかり協議を行って、駐車場の動線といったところも含めて十分に協議を行って、誇れる図書館のほうを造っていきたいと考えますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○藤堂委員

私も2点ほどお伺いさせていただきます。今、5館の図書館があって、どこで返してもいいよということだと思うんですけど、その後の本の返却、それぞれ元の場所に戻していく過程は、誰が、どうやって、どういう頻度でやっているのかというのを一つ教えてください。

○生涯学習課長

図書を含めて、資料の返却につきましては、当然、各図書館、今、市立図書館5館ございまして、どちらで借りた本につきましても、図書館5館でありましたら、どちらに一応返却してもいいというふうな流れになっておりますので、あと、毎日のように図書館5館は配本車が回っておりますので、その中で元の場所に戻すというような形で借りられた場所に資料が戻るような形にはなっております。

○藤堂委員

飯塚市の職員が巡回でされている感じですか。

○生涯学習課長

毎日回っている配本車につきましては、指定管理者のほうで運用して5館を回っているところでございます。

○藤堂委員

単純に思ったのが、委員長とかも時々言われる交流センターとかの活用というのも思ったりしまして、交流センターで時々仕事をするところあるんですけど、よく本を借りられるんですね。今、本を借りられる予約システムとかもインターネットがあればパソコンでできるので、単純に交流センターとかで5館の本が借りられたら、利用者としてはいいのかなと思ったりするんですね。

5館あって、やっぱり穎田、庄内、筑穂、飯塚の街中の方々はアクセスしやすいと思うんですけど、二瀬とか幸袋とか、また図書館がない、そういった交流センターがある所では、足が遠のいていると思っているので、そういうハブがもし増えるのであれば、いいなと思ったんですけど、指定管理者がされているので、なかなかそこまで言うのも調整がどうなのかと思います。すみません、考えただけですが、そういう活用方法も見出していただければと思っています。

もう一点、今、庄内図書館の2階であったり、今度、穂波の子ども図書館のことであったり、今、Park PFIみたいな感じで、「公園×カフェ」とかが、続々、都会のほうとかですけど、田舎でもあったりして、図書館の在り方というものも少しずつ時代とともに変わっているかと思っています。図書館単体だと、やはり、本が好きな方、そういう属性の方が集まりやすいんですけど、今は図書館とそういう居場所とか、そういう掛け算なのかと思っただけで、そういうのでアクセスしやすくなって、公共施設も皆さん使いやすくなるみたいな側面があると思うので、そういうのは今後考えていくような、PFIじゃなくて指定管理とかでも、2階だけを指定管理にしますみたいなことでもいいんですけど、そういうのは考えられていらっしゃいますか。

○教育部長

おっしゃられるように、今、図書館の中にちょっとしたランチスペース、もしくはお店そのものが入って、営業をされているという所が散見されるようになりました。実際、近くでは「ふくちのち」のほうでも1階に食べる所が入っております。私も見て来ました。そういったものを私のほうも見ては来ているんですけども、飯塚市の図書館で、もしあのような形を導入するというふうなところを、私なりにイメージしたところなんですけれども、一角をどうしても、飯塚市の図書館の場合は既にスペースが決まっております。決まっているスペースの中の一隅を潰すような形での対応になるのかというふうなのを考えているのと、もし、そういった形を導入するのであれば、やはりすぐにと言うのではなく、いろんな多様な意見をお聞きし

ながら、市のほうとして実際にその意見をお伺いにかける、例えば、市民アンケートだとかにかける形にした場合は、どうしてもアンケートを受けたほうは、そういったものができるんじゃないかというふうな期待感というものを持ってしまうものだというふうに考えています。ですので、本市における図書館内でのフードコートみたいな部分については、今は慎重な形で検討を行っている部分でございます。

○藤堂委員

まず、選択肢は排除しないで残したまま、何かしらの形で進めていただければと思います。せっかく、仮に子ども図書館を大々的に造るのであれば、そういった方向性は捨てずにやっていただきたいと思っています。

3点目になるんですけど、DXで今回はいろいろと資料を提出いただいている中で、DXを進めるのは、個人的にはすごく助かりますが、大々的に進めるとなると、トレードオフかなど。この大きい機械が入って、それが人の役割をするので、それでも正直、人件費を削らないと、こっちのイニシャルとランニングコストがかかってくるので、そういうところも一緒に併用してやっちゃうと、結局、健康保険証みたいな形で、コストだけかかって、現場は混乱するみたいな形になるので、リーダーシップをとってそこら辺をやっていただきたいのと、小さいDXであれば、もう課長の裁量権でどんどん僕は進めていっていただきたいなと思っております。以上です。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

日本共産党の川上直喜です。前回の審査の折に、子ども図書館検討委員会のメンバー10人のうちに、市立図書館館長の中堀さんが入っているという紹介がありましたので、市長が彼を任命したのは、どういう根拠に基づくかという質問をしました。明確な答弁がありませんでしたので、今日改めてお尋ねします。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:28

再開 11:30

委員会を再開いたします。

○生涯学習課長

子ども図書館整備等検討委員会に現指定管理者の館長が入っているということでございますけれども、子ども図書館を整備するに当たりまして、当然、行政側だけではなくて、いろんな子育て関係の代表者の方も含めて、実際に図書館を現在、指定管理者として運営している立場からのご意見をいただきたいという意味で、委員に入っていたというのもございますし、実際、先ほどの指定管理を令和4年度に募集するに当たりまして、その仕様書の中におきまして、指定管理者が行う主な業務の一つとしまして、子ども図書館の整備に関する企画運営への支援という形で、仕様書の中にもうたったところで、指定管理者に業務を行っていただきたいという形にしておりましたので、本委員会の委員のほうに就任いただいたというところでございます。

○川上委員

現在の段階で、子ども図書館を造るかどうかを検討している段階というわけですよね。決めているわけではない。その検討委員に現在の図書館の指定管理者の館長さん、指定管理者が選任した飯塚市図書館の館長さんを入れるということは、子ども図書館を造った場合は、指定管理者に任せるということが前提になっているということになりますか。

○生涯学習課長

今回、指定管理者を令和4年度に募集するに当たりまして、現在ある市立図書館5館の管理をお願いするという形をお願いしたところでございます。子ども図書館につきましては、先ほど申しましたように子ども図書館を整備する計画がございましたものですから、整備するに当たっての支援を行っていただく立場としての業務を行っていただきたいという形は申し上げたところでございますけれども、明確に子ども図書館の管理運営も含めて、募集の段階での仕様の中に指定管理をお願いするという形をうたったわけではございません。ただ、市立図書館5館をお願いしているという形になりますものですから、そこは前提という言葉はちょっとどうかと思うんですけども、その中で、また指定管理者の協議の上での管理と指定管理者の指定という形にはなるのかなというふうには考えております。

○川上委員

よく分かりません。

それで確認をしようと思うんだけど、現在の段階で、子ども図書館を本市において整備するという方針は確定していませんね。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:35

再開 11:37

委員会を再開いたします。

○生涯学習課長

子ども図書館につきましては、子ども図書館を整備するという方針自体は決定しておりまして、それに基づいて検討委員会等で内容については協議をいただいたところでございますけれども、実際にそれを本当に整備するかどうかというところにつきましては、まだ最終的には決定がなされているものではございません。

○川上委員

どの段階で、どういった形で、市の意思として決定するんですか。

○生涯学習課長

図書館を整備するに当たりましては、その必要な実施計画とか予算化が当然必要でございますので、当然、その前には市内部での最終的な決定方針を決めるような形になるのかなと。当然、それがあつた上で、実施計画とか予算化のほうに進めさせていただければというふうを考えております。

○川上委員

そういう市役所としてふわっとした形で、無責任の状態にある中で、飯塚市図書館長という肩書なんだけど、中堀氏の果たす役割というのは、どういう役割になるのかと思うわけですね。

それで、私は市立図書館長の資格で、この方が検討委員会に招かれ、任命されたというふうに思っておったんだけど、そういうわけでもなさそうです。

ところで、市の図書館条例によれば、図書館長はどのように選ばれるわけですか。

○生涯学習課長

図書館につきましては、条例の中におきましても、指定管理者が選任というような形で規定がございまして。

○川上委員

市立図書館条例施行規則第2条の2に読替規定というのがあって、「館長」というのは、指定管理者に管理を行わせる場合は、「指定管理者が選任した館長」と読み替えるものとなっておりますね。間違いはないですか。

○生涯学習課長

そのとおりでございます。

○川上委員

そうしますと、指定管理者に本市は管理を行わせているわけですから、指定管理者、つまり株式会社図書館流通センター（TRC）が選任した館長ということで、この館長というのは、公的な資格を持つことになるのですか。それとも、会社の中での資格を持つことになるのか。そこはどういうことになりましょうか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:43

再開 11:44

委員会を再開いたします。

○生涯学習課長

この館長につきましては、市の任命によるところではございませんので、株式会社図書館流通センターが市立図書館の館長として任命したというものでございます。

○川上委員

市立図書館の館長は市長が任命する者ではないと。指定管理者、つまり株式会社図書館流通センターが選任した者が、市立図書館長の資格を得るということをなんですね。

○生涯学習課長

そのとおりでございます。

○川上委員

民間企業がこの人だと選任した者が、市立図書館の館長になるという条例になっているんですね。

それで、指定管理者が選任した館長というのは、飯塚市は無条件に受け入れるということになるわけですか。

○生涯学習課長

指定管理をお願いするに当たりまして、館長を置くということは、当然、募集要項等の中を踏まえてお願いしているところがございますので、その内容につきましては、条例規則にありますとおり、指定管理者が任命するという形になっておりますので、選任された方を市立図書館長として着任していく形にはなっております。

○川上委員

任命するとは書いていないですね。選任すると書いています。

指定管理者はどのような対象の中から選任するというふうになっていきますか。

○生涯学習課長

館長につきましては、募集要項、仕様書の中におきましても、指定管理者の業務範囲の中で、指定管理者が行う業務として、館長業務を指定しております。この館長業務を担っていただく方が館長としてふさわしいという形をお願いしているところがございます。

○川上委員

それは、指定管理者の会社の中での役員であるとか、あるいは従業員であるとか、そういう立場は問わないわけですか。

○生涯学習課長

あくまでも、指定管理者側の役職がどうかは関係なく、私どもが求めているこの館長業務を担っていただける方を、館長としてお願いしたいというものでございます。

○川上委員

飯塚市の側には館長の資格を審査するというようなことは一切ないわけですね。

○生涯学習課長

館長を指定管理者が選任していただくのみでございまして、こちらで審査をしているもの

ではございません。

○川上委員

ところで、指定管理者となってもらっている株式会社図書館流通センター（TRC）なんですけれども、全国で、日本図書館協会の調べでは、公共図書館は3305館あるんです。そのうち、このTRCが指定管理、委託、その他によって仕事を任せられている館はどのぐらいあるか分かりますか。

○生涯学習課長

提案書等の数字になりますので、若干古い数字でございますけども、指定管理者やそれぞれ委託等を含めまして559館でございます。

○川上委員

1979年に設立で資本金が2億6605万円ということになってはいますが、そのとおりですか。

○生涯学習課長

今、質問委員の言われたとおりでございます。

○川上委員

そうすると、この飯塚市立図書館館長になっている中堀さんはTRCの中ではどういう地位を占めていますか。

○生涯学習課長

申し訳ありません。TRCの中での位置づけにつきましては、私どもは今すぐは把握できておりません。

○川上委員

それは把握しますか。

○生涯学習課長

今、全く調べておりませんが、後ほど確認することはできるかと思えます。

○川上委員

何を根拠にそれを確認しますか。

○生涯学習課長

指定管理者に行わせる業務、個別に館長の業務というわけではございませんけども、必要があれば調査できるという形にはなっておったと思いますので、その中で、必要があればそういったところも調査したければできるのかなというふうには考えております。

○川上委員

今、明らかになったように、飯塚市がどういう方か分からない方が市立図書館の館長ということになり、条例上、館長の権限というのは大きいですね。紹介してください。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:54

再開 13:00

委員会を再開いたします。

○生涯学習課長

館長の業務という形で、図書館の条例施行規則に記載のある条文を紹介させていただきます。

図書館条例施行規則第3条におきまして、禁止行為ということで、館長の許可なく撮影等ができない、物品の販売ができないなど、入館者に対して退館を命じるとか、資料の利用の一時停止、禁止をすることができる権利がございます。続きまして、同じく施行規則の第8条に、利用者に利用者カードを交付する。そちらも館長の業務となっております。続きまして、同じく条例施行規則第18条に、延滞等の理由により貸出しの停止を行う業務、権限。続きまして、

第19条に、寄贈図書の受入れを行う。そのような業務もございますし、同じく第23条には、学習室の利用制限を行うのも館長の権限としてうたわれているところでございます。

○川上委員

施行規則の関係で言えば、紹介されたほかに「第5章 図書館施設」の利用の中で、第23条（利用の制限）、第24条（禁止行為）、第25条（利用の許可）、当然と言えば当然ですけれども、図書館の運営に関わる全般について責任を負っているわけですね。

この際ですから、もう少し。先回りすることになるかもしれませんが、図書館資料選定委員の選考につき、館長はどういう権限を持っていますか。

○生涯学習課長

資料選定委員会につきましては、図書の購入、廃棄など、全般的な運営を協議する場になっておりますので、館長もその委員でございますので、私ども含めて、そういった図書館運営の全般、購入を含めて廃棄等の権限を持ち、そういった協議を行う、市として意見を述べる権限を持っているかと認識しております。

○川上委員

資料が提出されております。資料選定委員会に関わる取扱要領によれば、資料選定委員会のメンバーは12人以内で、図書館職員、つまりTRCの職員ということになりますけれども、そこから6人以内とし、今お話があったように、その中には館長も入っておるということであるわけですけれども、続けて文章としては、「委員の選出その他必要な事項は、館長（指定管理者に管理を行わせる場合は指定管理者が選任する館長をいう。）が別に定める」となっているわけです。この定めの中身については、また後で聞きますけれども、こういったことにも責任を持っているというか権限があるわけですね。

そこで、図書館運営協議会があります。私は3月25日に傍聴させていただきました。メンバーはどうなっておるか、お尋ねします。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 13:06

再開 13:07

委員会を再開いたします。

○生涯学習課長

図書館運営協議会のメンバーにつきましては、先ほどから申し上げております条例施行規則の中に、第29条といたしまして、委員の構成が書かれておりますけれども、本市の学校教育の関係機関及び団体の代表者、本市の社会教育の関係機関及び団体の代表者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、4番目として、学識経験のある者、この中から選ぶというような規定がございます。

○川上委員

会議録が公表されていて、出席者も個人名が書いているわけですね。市長の任命を受けているわけですので、どなたかということについてお尋ねしたいわけです。今おっしゃった1番から4番までの、どれに該当するのかも分かるようにお願いします。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 13:08

再開 13:09

委員会を再開いたします。

○生涯学習課長

申し訳ございません。今手元に資料がございませんので、調査次第、後ほど回答させていただきます。

だきます。

○川上委員

本市の図書館運営協議会というのは、図書館法第14条によるものですか。

○生涯学習課長

委員のおっしゃるとおりでございます。

○川上委員

図書館法第14条では、「公立図書館に図書館協議会を置くことができる」とあるわけですね。この図書館協議会のことを、本市の条例は図書館運営協議会というふうに呼んでいるわけですか。

○生涯学習課長

質問委員が言われますように、図書館法第14条に示す図書館協議会につきまして、飯塚市では市立図書館運営協議会として名称をつけているものでございます。

○川上委員

そうしましたら、図書館法第14条第2項で、「図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする」ということになっているわけですね。ここにおける館長というのは、本市の場合、TRCが選任したという館長と同じ者となりますか。

○生涯学習課長

こちらの図書館法で言う館長は、私どもで言えば指定管理者が選任した館長ということになります。

○川上委員

そうすると、これは教育長にお尋ねしてもいいかなと思うんですけど、今、法第14条第2項を紹介しましたがけれども、本市の場合は、この法に基づくと言いながら、実際は構成において適当でないところを感じられないかと思うんですけども。つまり、法はこの協議会の役割は館長の諮問に応ずるというのを一つ書いているわけですね。そして、図書館奉仕につき館長に対して意見を述べる機関とすると。諮問に答えるとともに意見を述べることもできる。意見を述べると言っているわけですけども、本市の場合は、規定においては、どういう対象の中から委員を選ぶかというのを条例で4つ書いているのに、この中に館長が入ってしまっておるといふ答弁だったと思うんだけど、本当に館長が委員の中に入っているわけですか。

○生涯学習課長

市立図書館の館長につきましては、図書館運営協議会の委員ではございませんで、今、私どもの会議録上は事務局の一員という形で位置づけているところでございます。

○川上委員

事務局の一員ということについては後で聞きます。

それで法第14条に基づくわけですから、TRCが選任した館長、現在は中堀さんという方が、この運営協議会に諮問を出したり、それから意見を求めるというようなポジションにあるということになりますね。確認してください。

○生涯学習課長

質問委員が言われますように、法の趣旨にのっとり、条文の規定があるとおおり、諮問及び意見を述べる機関という形で図書館運営協議会は成立しているものでございます。

○川上委員

一方で先ほど紹介がありました、この協議会に諮問をしたり、意見を聞いたりする立場の者が、事務局の一員とも言われました。どういう事情なのか、説明してください。

○生涯学習課長

図書館運営協議会につきましては、事務局の細かい規定がないところでございますけれども、

私ども生涯学習課の職員と共に指定管理者である図書館流通センターから選任されました図書館長につきましても、今度の指定管理者の募集仕様書、図書館指定管理者の業務といたしまして、その中に館長の業務というのは規定がございますけれども、その一つといたしまして、飯塚市立図書館運営協議会に関することを館長の業務として行うようにという仕様書がございますので、その上では、館長が図書館運営協議会の事務にも携わるという形になっておりましたので、位置づけとしては事務局として、私どもは特に会議録の中では掲載させていただいたところでございます。

○川上委員

協議会の中で、中堀氏を、TRCの選任した館長を事務局にするということを、協議会で確認しているんですか。

○生涯学習課長

私の記憶の限りでは、その協議会の中で中堀館長を事務局にするということを申し合わせしたことはおそらくないのではないかと考えております。

○川上委員

何によって、このTRCの中堀館長を事務局というふうに市役所は呼ぶわけですか。

○生涯学習課長

先ほどの答弁と重なるところがございますけれども、施設管理者の業務の中の館長の業務としまして、図書館運営協議に関するところが館長の業務として示しているところがございますので、事務局としての位置づけがよかったか、どうかというのは、確かに議論が必要なところかと思っておりますけれども、単純に私どもと同じように、事務局としていろんな委員の皆様の意見等に対しても意見を述べたり、回答したりする立場でございましたものですから、特に規定はなかったんですけども、事務局の一員として特にこの会議録上では記載させていただいたところでございます。

○川上委員

館長という職務については、この協議会との関係は、もう何度も言うようにすけれども、諮問する立場ですよ。それから、意見を聞く立場なんですよ。その方が、協議会でも確認されていないのに、担当課のほうで、いつの間にか事務局の一員という扱いをして、またそのような振る舞いを協議会の中でさせておるといことは、法あるいは条例との関係で。運営に違いがあるのではないかと思いますけれども、どうでしょうか。

○生涯学習課長

質問委員の言われますとおり、私どもは明確な規定、運用がないまま、確かに事務局として、会議録の中で記載させていただいたところは、確かにそれは事実でございます。この取扱いにつきましても、正直、今までずっとそうやってきたところではございますが、その運用が何か支障があるようでありましたら、その辺は今、明確な答えは持っておりませんが、検討する中で運用も含めて見直しをさせていただきたいというふうに考えております。

○川上委員

何か支障があるようならばとはどういう意味なんでしょうか。もう既に、法にも、市の条例にも規則にもないことというのは、私の質問の答弁で明らかになったのではないですか。これ以上、不都合な事態というのはないんじゃないですか。どうなんですか。

○教育部長

今、委員からのご質問、そして担当課長からの答弁の中で、再度、この部分につきましてはきちんと整理を行った中で、今言われます図書館法、また本市の条例施行規則などに照らして、適切な形に持っていきたいというふうに考えます。

○川上委員

そういうので、そうですかというふうに言えるかどうかですよ。

施行規則の第34条を紹介してください。

○生涯学習課長

施行規則第34条につきましては、協議会の庶務は、教育委員会において処理するという規定でございます。

○川上委員

この協議会の庶務は、教育委員会において処理をするということと、この協議会に事務局を置いているということは、どういう関係になりますか。教育委員会において処理する機構として、この事務局を置いているということでしょうか。

○生涯学習課長

教育委員会がその庶務を担うという意味合いでは、質問委員のおっしゃるとおりだと思います。

○川上委員

そうすると、法第14条との関係で諮問する立場、意見を聞く立場の者が事務局になっておる現実、しかもそれはどこにも認められていないのに、そういう行動をとっているし、市役所も会議録にはそのように書いている。一方で、この協議会の庶務は事務局が当たるといふのであれば、これにも違反している。この中堀館長は、教育委員会において処理をするという流れの中に入る余地があるわけですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 13:24

再開 13:26

委員会を再開いたします。

○生涯学習課長

申し訳ありません。確かに施行規則第34条にありますように協議会の庶務を位置づけていくときには、事務局としての位置づけだというふうに考えておりますので、その中に館長が入っているという意味合いとしては、確かにこの規則上においてもつじつまの合わないところでございますので、そういったところも含めまして、今後、内容につきましては、整理・検討・協議を含む中で、見直し等をさせていただきたいと考えております。

○川上委員

つじつまが合わない。何と言いましたかね、問題があれば見直すという表現が先ほどからあっているように思うけど、もう明らかに法の趣旨からも、条例の趣旨からも、明文による施行規則にも違反している状態ではないかと。しかも、会議録で事務局としていることが問題というよりは、現実には本人の果たしている役割、説明をするとか、そういうこと自体も、精神を外している、あるいは明文による規則違反から出発して、それをあなた方が容認するだけではなくて、そのように処遇しておるといふ現実が今見えてきたと思うんだけど、教育長、新任で分かりにくいところもあるかと思うけど、法の立場と今明らかにした現実との関係で思うところがあると思うので、見解を聞かせてください。

○桑原教育長

会議録のほう先ほどからお話がありますが、出席委員とそれと事務局というふうに分かれておまして、私もこれを拝見して、教育委員会と指定管理者というふうに分かれているんですけど、会議録の中を見ますと、館長さんは、中では役割としては説明という役割であったりとか、委員さんからの質問に対する答えをしたりとか、受け答えをしたりということで、役割を果たしているんじゃないかなというふうに思っております。先ほどから課長が申しておりますように、この辺りをきちんと整理しまして、もう一度、協議会のほうの構成等も考えてやってきたと思います。

○川上委員

教育長には、特に法との関係で考えていただきたいわけです。諮問する立場の者が諮問する協議会に入り込んでいって、諮問した内容を外れるところまで説明しているじゃないですか。TRCの利益代表者として、館長の資格をもってしても出席できないところに入り込んで、その意図を表明し、説明もしている。これは運営協議会がTRCに深く支配されている。そういう姿ではないかと心配するわけです。日常的な状態が、こういう年に2度か3度かの協議会において、そういう姿で現れておるといことではないかと心配するわけです。

だから、何だか分かりませんが、法と条例と規則にずれている、不都合があるようですから、直しましょうというようなことで済むのか。私はこの際、前回からも答弁があやふやな子ども図書館検討委員会の10番目になぜこの館長が入るのか。市民と共に、どういうよいものを造っていかうかと考えなければならないのに、市民公募はせずに、職員を3人入れて、このTRCの代表を入れて、市民公募枠は取らないというようなことが、今、起こっているわけでしょう。だから、TRCと中堀館長のルール違反の特別扱いが、なぜこのように起こっているのかを深めなければ、部長、課長がいろいろ答弁されたけれども、気がつきませんでしたとか、いや前からそうだったんですとか、許されるかということなんですよ。

それで、年間3200万円の図書購入費が計上されるわけだけでも、TRCとは指定管理者は何年契約ですか。

○生涯学習課長

現在の指定管理者との指定管理期間につきましては、昨年度、令和5年度から9年度までの5年間でございます。

○川上委員

そうすると1億5千万、1億6千万円ぐらいの図書購入費に関わってくるということになりますね。これに子ども図書館整備事業にも関わってくるわけですよ。もう既に関わっているわけだけど。こういうような事態になっているわけですが、それで戻りますが、図書館資料選定委員会関係の事務取扱いの資料がありますけども、先ほど簡潔に説明がありましたが、委員会の構成と定数について、もう少し詳しく説明してもらえますか。

○生涯学習課長

定数につきましては、そちらの取扱要領に記載がありますとおり、図書館の職員から6人と、子ども教育委員会の職員から4人となりまして、その他の一般の方は2人以内という形になっておりまして、現状といたしまして、一応12人以内という形で定数はなっているところでございます。

○川上委員

②の、図書館職員から選出する委員の数は6人以内とし、先ほど紹介しましたが、委員の選出その他必要な事項は、館長が別に定めると。これは、現在、この館長が別に定めるものがあるわけですか。

○生涯学習課長

こちらの別に定めるという規定でございますけれども、特に文章等で定めたものはないというふうに聞いております。

○川上委員

その他必要な事項は別に定めるとあるのに、定めがないということは、必要な事項がないということになるんですか。

○生涯学習課長

条文に規定がありますとおり、必要な事項という形で明文はございますけれども、委員の選出につきましては、図書館、指定管理者の館長が基本的に選任するというような形になっておりますものですから、文章的なものは特に定めておりませんが、委員の選任につきまして

は、当然、必要な事項ではございますので、それを文章ではございませんけど、館長の権限で選任して、スタッフにお伝えしているという状況かというふうに考えております。

○川上委員

必要な事項は別に定めるとあるので、館長が定めによらずに独断できるということになりませんか。

○生涯学習課長

確かに質問委員が言われますように、書類的な物も含めて、そういった規定がないということは、確かに事務取扱い的には問題がある行為かとも考えておりますが、独断といたしますか、図書館長がこの委員を選任するに当たりまして、もちろんご本人さんの考えもあるでしょうけど、いろんな図書館の各スタッフとも話した中で、この委員は選定したというふうに聞いておりますので、決して独断ではなくて、皆さんの協議の中で、この委員は選定されているものと、私のほうは考えております。

○川上委員

独断とかいうことが入る隙間がないというようなことのために、この定めるものがないのではないかと思うわけです。本人がそういうつもりはない。みんなから言うことを聞いてやっていますと。個人の資質に関わるのではなく、ルールとして定めようということがこの取扱要領の精神ではないかと思ったりするわけですね。

ところで、提出資料、図書資料の選定・購入・廃棄についていただいております。そのうちの1、選定と購入についてなんですけれども、定例作業と随時作業があります。定例作業としては、毎週火曜日に週刊新刊全点案内というのが来るので、これに基づき選書を開始しますと。土曜日に購入資料を発注しますと。ですから、火、水、木、金曜日、4日間で選定作業をしますということなんですけど、これに当たる方々というのは、どういうメンバーなんですか。

○生涯学習課長

図書資料の選定につきましては、市立図書館5館ごとに行っておるところでございますけども、それぞれ選書に当たる専任のスタッフ、図書館職員司書でございますけども、そこもいらっしゃるし、また、発注担当という形で明確な役割分担を持っておりますので、その事務の分担のある職員がこの選書発注業務に当たっているところでございます。

○川上委員

火、水、木、金曜日の4日間、一堂に会して、うちはこの書籍だ、この書籍が必要だということではなく、5館でそれぞれ判断しておるとということなんですか。

○生涯学習課長

それぞれ5館ごとに選書の担当スタッフ、司書がおりますので、その者が全体を見るわけじゃなくて、5館それぞれの図書館ごとに発注をしているものでございます。

○川上委員

図書購入費3200万円というのは、自民党の裏金事件でたくさん本を買った人の金額が3千数百万円でしたから、それぐらいの額ではあるんだけど、図書をきちんと選ぼうとすれば、それなりの額だと思うわけです。5館によって、中央図書館のほうは五十何%、筑穂、庄内は十何%、穂波と穎田は残り少ないというようなことになっているんだけど、買える本もあまりないですよ。穎田が1%しかないんだから。そうしますと、何人ぐらいでそれぞれやっているのかなというイメージが分からなかったわけですよ。一堂に会さない。それぞれで選んでいると。その図書館職員、司書の皆さんで選んでいるのか。それとも、要するに館長がこれとこれとこれとこれと選んで、了解を取り付けるという形になっていないとか、それを心配するわけなんですけど、そのところを確認したことがありますか。

○生涯学習課長

図書の選定につきましては、冊子に基づきまして、実際に選書に当たりましては、当然、ま

とめたところで発注担当のスタッフが発注作業を行うところでございますけども、実際に選書に当たっては、もちろん館長も目を通しますが、それ以外のスタッフにつきましても、全て目を通した上で、この本が必要というところを皆さんが意見を出した上で、専任のスタッフ、取りまとめのスタッフが取りまとめて発注をするというような形になっておりますので、基本的にはそこそこのスタッフの合議に基づいて発注しているものというふうに考えております。

○川上委員

この週刊新刊全点案内というのは、毎週火曜日発行になっていますよね。その日に届くということなんですか。

○生涯学習課長

こちらにつきましては実際に火曜日に冊子が届くというところでございます。

○川上委員

株式会社図書館流通センター（TRC）が流通するんですね。この指定管理者が発行しているものなんですか、これは。

○生涯学習課長

そのとおりでございます。

○川上委員

ネットで見ますと、毎週火曜日発行で、毎週3500部発行と書いてあるんですよ。飯塚には何部来るんですか。

○生涯学習課長

市立図書館は5館ございますので、それぞれ選書が必要でございますので、5冊は来ているものと、確認はしていないんですが、その冊数は来ているというふうに思っております。

○川上委員

お取引先である日本全国の公共図書館にお届けしていますと書いてあるので、飯塚は少なくとも5館、5部は来ているのかなと思いましたが。

内容については、毎週平均1100点掲載と書いてあるんですよ。見られたことはありますか。

○生涯学習課長

実際の現物も含めて、事細かにというわけではございませんけど、内容につきましては、閲覧を含めてしたことがございます。

○川上委員

写真つきの物もあるんですよ。6割ぐらいが写真つきのような書きぶりですけども、どこの会社の物か分かりますか。

○生涯学習課長

掲載の資料につきましては、国内いろいろ含めて出版社が発行する物だとは思っておりますが、細かいどこの出版社というところまでは、今すぐは把握できておりません。

○川上委員

約6割は自社在庫図書と書いてあるんですよ。それが写真つきで紹介されていると書いてあるので、自社在庫図書以外は写真をつけていないのかなと思ったりもするんですけど。

それで、自社在庫図書とは何のことでしょうか。

○生涯学習課長

言葉のとおりだと思うんですけど、実際にTRCといたしましても、そこそこの全国の公共図書館が発注した物をお届けする義務というのもございますので、ある程度のこういった冊子が発行するに当たっては、全国の各公共図書館の需要に応えるべく、一定程度の本はTRCのほうで在庫を持っているんじゃないかというところは考えるところでございます。

○川上委員

かつてと言ったほうがいいと思いますけど、近隣の県の市立図書館に指定管理者となったところが自社からの物をかなり購入させておったわけですね。よくよく調べてみたら、売れ残り、あるいはどうしようもない物を買わせておったのではないかということで、問題になったことがありますね。売れ残りでも、それが需要との関係で公正に見て必要な物があれば、それはそれで判断のしようもあると思うけど、毎週送ってくる物の6割がこのTRC、指定管理者の在庫の物が毎週ですということについては、丁寧な対応が必要ではないかと。

次に②で、新刊急行ベルと書いていますけど、これはどういうものですか。

○生涯学習課長

こちらにつきましては、毎週送られてくる週刊新刊全点案内の中の一部ではございますけれども、そちらは資料のほうにも記載はしておりますけど、5つのカテゴリー、30グループごとに、事前にその都度選ぶのではなくて、事前に申込みをしてあれば、そのグループに申込みをした本が、自動的に申込みの図書館のほうに納品されるというようなシステムで作ったものでございます。

○川上委員

誰が作ったんですか。

○生涯学習課長

こちらにつきましては図書館流通センターの独自のシステムでございます。

○川上委員

このシステムは自社の在庫の図書を流通させるものだけですか。他社の物もこのシステム乗るわけですか。

○生涯学習課長

新刊急行ベルにつきましては、冒頭で説明をいたしましたとおり、当初は公益財団法人の図書館振興財団が主催します新刊選書委員会のご意見を基に選定はしておりますので、在庫の物ではなく、その都度、委員会の皆さんの協議を基に、この新刊急行ベルに掲載される図書資料を決めているところでございます。

○川上委員

他社の物も、このシステムに乗るのかと聞いたんですよ。

○生涯学習課長

他社の物を含めまして、実際にいろんな各出版社から発行される書籍全般について、新刊急行ベルとして掲載を検討しているものでございますので、いろんな出版社の分がこの中には掲載しているものでございます。

○川上委員

以上は定例作業についてのお尋ねだったんですね。資料の下のほうに随時作業がありますね。これを見ますと、①がTRCカタログによる購入となっているわけですね。カタログはTRC以外の物はないんですか。

○生涯学習課長

申し訳ありません。今、資料のほうに記載しておりますけども、基本的にTRCが発行するカタログに基づいて購入をしているところでございますけれども、TRC以外の購入カタログに基づく購入があるかどうかについては、申し訳ありません、今手元に資料等ございませんので答弁できません。申し訳ございません。

○川上委員

この後ろに、資料選定の基準だとか、公平性とか、公正性とか、いろんな基準があるんですけど、こういうやり方でこの基準が本当に守られるのかということがあると思うんですよ。そうであれば、なおのこと市自身の関与がきちんとなさなければならないのではないかと思うわけです。指定管理者の流通ルートにお任せということで、本当に良いのかというふうに思うので、

ここは市立図書館、公共図書館としての立場性をこの資料の選定において発揮しないといけないのではないかと思うけど、これについて、どういうお考えがあるのか、お尋ねします。

○生涯学習課長

質問委員が言われますように、実際、図書館の運営につきましても、株式会社図書館流通センターをお願いしております、資料の選定に当たりますとも、参考にしている図書は、基本的、原則的にはTRCが発行した図書というところでございます。その中身につきましては、どうしても図書館事務取扱要領を定めている中で、指定管理者の業務としてお願いしているところでございますけれども、先ほどの選定委員会も含めて、私どもも実際に一冊一冊全ての本を確認しているわけではございませんけれども、特別な本とか、そういった場合には、実際に私どもも関与した上でそれを購入するかどうかという判断をする場合もございまして、公共図書館という役割を担うために、実際に今後の選書方針とかを改めて確認した上で、指定管理者のほうには業務を促していくような形で協議もしているところでございますので、そういった場合も含めて、実際にこの運用が正しくされるような方向で進めてまいりたいというふうには考えております。

○川上委員

資料5についてお尋ねします。コミュニティセンターの大規模改修の関係で、図書館業務がどうなるかということなんですけれども、先ほど説明を受けました。それで、改修工事の発注準備、入札というところなんですけれども、総合評価方式は誤りで、一般競争入札及び指名競争入札が正しいという説明がありました。これについて、なぜ一般競争入札及び指名競争入札と総合評価方式でない方式をとるのかということをお尋ねします。

○生涯学習課長

申し訳ありません。資料の訂正については誠に申し訳ございませんでした。総合評価方式につきましては、建築土木作業につきましては、金額でそれ以上の分については、総合評価方式で入札をするという規定が市の中であつたと思っております。それに該当しない各種工事、いろんな建築工事その他、いろんな各種工事が、今後、このコミュニティセンターの大規模改修事業の中では発注される形になりますが、実際のところ、この総合評価方式の基準にそこそこの工事が該当しない見込みであるということでございまして、総合評価方式でない部分につきまして、一般競争入札や指名競争入札での対応というものになるのかというふうにご検討しております。

○川上委員

工事設計の行い方によって、総合評価方式に該当するということが起こり得るわけではないのですか。

○生涯学習課長

実際、確かにまだ発注準備、実施設計が終わっていない状況でございまして、工事の発注につきましては、所管課との打合せの中で決まってくるかと思っておりますので、100%そうならないという回答は確かにできないかと思っておりますけど、現状で考えているところによりますと、そこそこの工事金額中では総合評価方式に該当しないという形で判断されておりますので、指名競争入札や一般競争入札での発注作業になるものというふうには私どもは考えております。

○川上委員

設計の成果品が出てこない議論がしにくいところもあるんですけども、どちらかに誘導するような設計の方向というようなことがあってはならないので、それは指摘しておきたいと思っております。

最後ですけれども、移動図書館について、全国の状況を日本図書館協会が調べた、昨年度、一昨年度のものがあるんですけど、これを見ておきますと、550台、車による移動図書館があるようです。これについては、その後、皆さんのほうで何か調査したことがあれば、お伺い

したいと思います。

○生涯学習課長

移動図書館につきましては、先般の委員会でもいろいろご質問いただいたところでございます。詳細の調査等につきましては、正直、現在も行っているところでございますので、また新しい情報が入りましたら報告等はさせていただきたいと思っておりますし、実際の県内の導入状況につきましては、前回申し上げたものと同じかもしれませんけれども、県内としては14自治体、17台が運行している状況というところまでは判明しているところでございます。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 14:00

再開 14:09

委員会を再開いたします。

先ほど保留しておりました図書館運営協議会のメンバーについて答弁を求めます。

○生涯学習課長

遅くなり、申し訳ございません。図書館運営協議会の委員の名簿につきまして、まだ選考中でございますので、3月末時点で回答させていただきます。まず、学校教育関係者としていたしまして、飯塚市学校図書館協議会会長の吉村浩一様、そして、同じく、近畿大学九州短期大学の図書館長であります大津泰子様、続きまして、社会教育関係者としていたしまして、社会教育委員の会の委員であります後藤直巳様、いづか男女共同参画推進ネットワークの方でございます和多久美子様、そして、飯塚市公民館運営審議会の小池千津子様でございます。続きまして、家庭教育の向上に資する活動を行う者としていたしましては、飯塚市小中学校PTA連合会母親代表でございます白石かおり様、同じく、飯塚市保育協会、潤野こども園園長の木村幸道様、続きまして、学識経験者としていたしまして、筑豊教育事務所の社会教育主事でございます東田孝之様、そして最後に、公募選出者としていたしまして、岡松容子様という9名でございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

DXについて、お尋ねします。先ほどの報告、説明では、現在の事業、それから他都市で行われている事業と分けて報告がありました。現在のDX化の状況について、市としてはどういうふうに自己評価しておるのか、お尋ねしたいと思います。

○生涯学習課長

実際、図書館の全般的な評価という形での回答になるかもしれませんが、毎年、指定管理者につきましては、指定管理者の評価を各所管課で行っているところがございます。その際につきましては、実際に協定書の内容のおりは履行をしているということで、おおむね適正であるという形で評価しているところがございます。

○川上委員

DXについてですよ。先ほどDXについて報告がありましたでしょう。それについての事業の自己評価はどうかということ聞いたわけです。

○生涯学習課長

失礼いたしました。資料のほうで現状等を記させていただいているところがございますけれども、若干、冒頭で説明させていただきましたが、DXという形の意味合いでは、まず1番目のサービスのDXにつきましても、現在は図書館に赴いての来館サービスが中心であるというところで、その辺の対応がまだ進んでいないのかなというところを感じているところがございます。

そのほかにも、資料のDXにつきましても、実際に紙ベースでの書籍はおおむね閲覧の上、

館内で配架しているところがございますけれども、広く一般に周知するためのデジタル化はまだまだ進んでいないというところの認識でございます。

そのほか、実際にDXという関係では、申請関係の各種申請、登録手続もそうなんですが、イベントの申込みとかアンケートの募集・回収につきましても、実際、紙ベースでの収集が主立っているところがございますので、そういうところも含めまして、まだまだオンライン化とかDX化の余地はあるのではないかとというふうに考えております。

○川上委員

利用者登録はどういう感じでしょうか。DX化によって利用者登録が伸びつつある、あるいは急速に伸びたというような状況がありますか。

○生涯学習課長

利用者登録につきましても、実際に紙ベースで館内での申込みという形になっております。その利用者登録自体が今はウェブでの登録は現在、飯塚市では行われておりませんので、まだその部分で伸びたというところの状況の報告はできない感じにはなっていますが、DXと別の面からになりますけれども、今行っているところでは、マイナンバーカードを図書館利用者カードと組み合わせる試みは行っております状況でございますが、まだまだ利用者数は少ない状況で300件程度という形になっておりますので、DX化も含めて、まだ進展している状況ではないというふうには認識しております。

○川上委員

申し訳ないです。少し聞き方が悪かったかもしれません。これが図書館の利用者カードでしょう。これは図書館で作りますね。ここに番号があるわけけれども、この番号を活用すると、オンラインで予約が取れたり、また、連絡が入って、用意ができたのでご希望のどこそこに置いてありますから1週間ぐらいの間に取りに行ってくださいとか、便利になるわけですよね、これを使えば。そういう意味合いで、伸びる要素がないのかなというふうに思って、言葉足らずでしたけど、その効果はまだ分からないという感じなんです。何か気づくことはありますか。

○生涯学習課長

失礼いたしました。図書館のカードをつきましては、現在も図書館のウェブ上で、先ほど質問委員が言われましたとおり、各個人でホームページ上からログインすることによって、資料の予約等を行うことができるようになっております。実際、過去からの実績までは調べきっておりませんが、例えば、先ほど質問委員が言われましたウェブからの予約件数につきましては、令和5年度の実績で言いますと、1万9300件ほどの実績がございますので、この件につきましても、今後また周知活動を行うことによって、伸びていくのではないかなというふうには考えております。

○川上委員

私も毎日予約していれば、パスワードとか絶対に忘れないし、利用番号も忘れないんだけど、たまにやると、何だったかなという感じになるわけですね。その点からいえば、DXはDXで努力しながら、アナログの寄りつきの改善とか、いろいろな工夫をするのは必要だと思います。

それで今、利便性について、一つの特徴かなと思って聞いたのがよく分かりませんでした。DXによって、こういう利便性がボンと出ましたというのがね。一方で気になることがあるわけです。危険性の問題、個人情報の流出の問題について、どういうセキュリティー対策をしておるのか、お尋ねしたいと思います。

○生涯学習課長

個人情報の管理という面でございますけれども、実際の図書館の運用としまして、まず一つ言えるのは、個人情報の管理の上で、個人の大きな図書館を利用する上での一番重要な個人情報としましては、各個人の貸出記録が挙げられるんじゃないかと思っておりますけれども、これ

につきましては、もちろん利用者の方にも提供できないようになっていきますし、職員につきましても、これは非常に重要な事項という形で、職員すら貸出記録は制限がかかって閲覧できないという部分をつくっておりますので、そういった意味では、個人情報の流出について徹底的な管理がされているんじゃないかと思えますし、実際にシステムネットワーク上の話で言いましても、一般的なセキュリティーレベルかと思えますけども、図書館のデータセンターと図書館の実際のシステムの間の場合は、ファイアウォール設定なり、暗号化通信の設定は施しておりますので、安全性につきましては、基本的なレベル、一般的なレベルは達しているんじゃないかなと思っておりますので、個人情報の流出の危機も含めての対応はできているのではないかというふうに考えております。

○川上委員

それは、第三者的なところが図書館のセキュリティーの問題、個人情報に関するセキュリティーについて、バリアが高い段階にあるとか、そういう診断というのをすることはないわけですか。

○生涯学習課長

実際のシステムの運用につきましては、私どもの仕様書に基づいて設定、構成されているものでございますけれども、第三者機関によるチェックというのは、その中にはたしか含まれていなかったというふうに認識しております。

○川上委員

このシステムのメンテナンスはどこが担当しているわけですか。

○生涯学習課長

正式名称は忘れましたが、この図書館システムの会社につきましては、たしか株式会社BCCという名前の事業者でございます。

○川上委員

株式会社BCCはどういう会社ですか。

○生涯学習課長

申し訳ありません、今手元に細かい資料を持ってはおりませんが、図書館システムを含め、いろんな行政システム関係を全般的に扱われている業者だという記憶がございますけども、詳細については、申し訳ございません、今、手元に資料がないためお答えできません。

○川上委員

BCCのセキュリティーシステムがあるわけでしょう。それを第三者が破ろうとすればどういう強度があるのか、ないのか、その会社自身の自己診断も要ると思うけど、一度、別の第三者のところから診断をするというようなことぐらいはやった上で、様々なDXについては、よく検討するというのは要るんじゃないかと。

今、本市図書館で行っているDXのレベルをどういうふうに見るのかというのはあると思うんですけど、例えて言えば、Windows 10を十分に使いこなしていないのに、Windows 11を望もうというのは、それはもったいないかなという印象です。またこの問題については質問させてください。終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

本件につきましては、引き続き調査をしていくということで、本日はこの程度にとどめたいと思います。

暫時休憩いたします。

休憩 14 : 24

再開 14 : 25

委員会を再開いたします。

次に、「虐待の予防事業について」を議題といたします。提出資料について執行部の説明を求めます。

○こども家庭課長

学童期から青年期までの数々の事業がある中で、今回は「アウトリーチ型支援の虐待等の予防事業について」、説明いたします。

同期におけるアウトリーチ型の虐待等予防事業については、資料に記載のとおり4件の事業を実施しております。

まずは、2ページ目の支援対象児童等見守り強化事業をご覧ください。本事業は、①特に支援が必要な児童や特定妊婦の支援、②地域社会から孤立しがちな子育て世帯の支援、③児童虐待の未然防止を目的に実施しております。対象は、①要保護児童対策地域協議会の支援対象登録児童、②子育てに不安を持つ家庭等の子どもや特定妊婦としております。

実績ですが、本事業は、令和3年度1月から主任児童委員による見守り事業を開始した事業でありまして、令和3年度が8世帯、延べ訪問件数が22件となっております。令和4年度から委託業者も加えて実施しまして、主任児童委員による見守りが14世帯、延べ訪問件数が116件、委託業者による見守りが8世帯、延べ訪問件数が64件となっております。令和5年度につきましては、主任児童委員による見守りが19世帯、延べ訪問件数が155件、委託業者による見守りが19世帯、延べ訪問件数が555件となっております。事業費につきましては、人件費、委託料、負担金補助及び交付金で構成されておりまして、令和5年度の事業費は594万6千円となっております。その他でございますが、委託事業者名と主任児童委員及び委託事業者の訪問頻度を掲載しております。

次のページをご覧ください。子どもの居場所づくり支援事業でございます。目的ですが、子どもたちに無料、または低廉で食事や地域住民との交流の場を定期的に提供することにより、子どもたちの居場所づくりを進め、子どもたちが健全で安心して過ごせる環境を充実させること。支援が必要な子どもがいた場合、行政等の必要な支援につなげ、子どもが健やかに育成される環境整備を促進することを目的に、①市内で子ども食堂を実施している団体に子ども食堂に係る経費の一部を補助しております。また、②子ども食堂の立ち上げや運営のための情報提供・助言・相談等の支援を行うコーディネーターを配置しております。対象は市内に居住するすべての子どもとしております。

実績でございますが、本事業は令和4年度から開始した事業でございまして、令和4年度開設拡充費、運営費補助とも5団体、令和5年度が4団体となっております。また子ども食堂を利用した子どもの延べ人数として令和4年度が421人、子ども食堂を実施している中で、特に気にかかった場合、市へ報告していただくようにしておりますが、行政等の支援につなげた子どもが7人となっております。令和5年度が、子ども食堂を利用した子どもの延べ人数が1418人、行政等の支援につなげた子どもが9人となっております。

事業費でございますが、人件費、委託料、負担金補助及び交付金で構成されていまして、令和5年度の事業費は377万3千円となっております。

その他には、子ども食堂の立ち上げや運営のための情報提供・助言・相談等の支援を行うコーディネーター委託事業者や主な活動実績を記載しております。

次ページをご覧ください。ヤングケアラー・支援対象児童等訪問支援事業でございます。こちらは令和5年度から開始した事業でございまして、目的ですが、①ヤングケアラーや支援対象児童等がいる家庭の支援と、②児童虐待の未然防止としております。対象はヤングケアラーの早期発見のためのアセスメントシートにて支援が必要なヤングケアラーがいると認定された世帯、要保護児童対策地域協議会の支援対象登録児童としております。

実績としては、令和5年度に家事援助等のヘルパーを派遣した世帯は3世帯3人で、派遣延

べ件数は75件となっております。通常、ヤングケアラー等の困難を抱える世帯については、行政等の関わりを拒まれ、家庭に入られることを拒否される傾向にあります。昨年度から採用したヤングケアラー相談員や家庭児童相談員等が対象家庭に何度も足を運び、家事援助の必要性を説明し対話を重ねた上で、ようやく家事援助等のヘルパー支援事業の利用を受け入れられたものであります。

事業費については、人件費、需用費、役務費、委託料、備品購入費で構成されており、令和5年度の事業費は726万1千円となっております。

その他には、生活支援事業を実施していただく委託事業者を記載しております。

次ページをお願いします。ひとり親家庭等日常生活支援事業でございます。目的ですが、①一時的に生活援助や育児支援が必要となった母子家庭への支援と、②児童虐待の未然防止としております。対象は、一時的に生活援助等が必要な場合や日常生活に支障が生じている母子家庭、父子家庭及び寡婦の家庭としております。

実績でございますが、本事業は平成20年から実施しています事業でございます。令和3年度からの3か年を記載させていただいております。登録制となっており、令和3年度の登録者は6人で、実利用者数が3人、延べ派遣件数は77件となっております。令和4年度は登録者数12人に対し、実利用者数6人、延べ派遣件数は130件、令和5年度が登録者数15人、実利用者数は8人、延べ派遣件数は176件となっております。

事業費でございますが、人件費、需用費、役務費、委託料で構成されており、令和5年度の事業費は1296千円となっております。

その他には、生活支援事業を実施していただく委託事業者を記載しております。

以上、簡単ではございますが、提出資料の説明を終わります。

なお、今回提出した資料には記載しておりませんが、前回の福祉文教委員会にて、委員から障がい児や発達に問題があるこどもを「グラデーションがある」と表現されておりましたが、それについてご説明させていただきます。

こども家庭課が行っている言語相談や巡回相談等の事業にて、子どもの成長・発達に問題があるとして把握された幼児のうち、令和6年度に小学校に入学した50人の情報を文書や会議等で小学校に伝達を行っております。言語聴覚士、臨床心理士等の先生が、学校に直接申し送りが必要と判断した幼児14人については、言語聴覚士、臨床心理士等の先生及びこども家庭課保健師が市内小学校9校の校長・教頭・担任等と引継ぎのための会議を開催し、お子さまの特性などについて情報共有・引継ぎをしっかりと行い、小学校が特性のある子どもの把握や対応がしやすくなるよう努めております。

こども家庭課からの説明は以上となります。

○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

○兼本委員

説明ありがとうございます。まず、最初のアウトリーチ型支援の見守り強化事業について、お伺いいたします。

その前に、福祉部のアウトリーチ型の支援というのは、どういうことをやって、どうするかという結論まで言うと、どのようにお考えなのか教えていただいてもいいですか。

こども未来部が行うアウトリーチ型の支援というのは、どこまでを支援と考えてあるんですか。

例えば、アウトリーチ型と言ったら、訪問しますとかありますよね。それで、訪問した結果、このような状況だからこうこうこうこうしますというところまでいくと、どこまでのお考えなんですか。

○こども家庭課長

アウトリーチというだけではなく、支援ということにつきましては、訪問事業等におきまして、例えば、保健師、助産師、家庭児童相談員などが訪問しまして、専門的相談支援、もしくは家事支援等を行っているところでございます。また、様々な悩みなどに、相談しながら、その悩みに見合った他の福祉事業等につなげていくなどの支援を行っているところでございます。解決につきましては、万能性、即効性のある解決策は見いだせていませんが、個々のケースを取り巻く関係者や社会資源等を組み合わせ、工夫しながら粘り強く対応しながら、その家庭の困り感の軽減、もしくは解消といったところを目指し、取り組んでいるところでございます。

○兼本委員

このアウトリーチ支援は、例えば、支援が必要なのにそこに届いていない人に対して、行政とかが積極的に働きかけて情報や支援を届けるものだというふうに理解しているんですけども、そのこの辺りに関しては、どのようにお考えなんですか。

○こども家庭課長

そういった支援が必要な子ども等を見られて、もしくは発見した場合に、このようなアウトリーチ型支援を行っているということで、すみません、答弁となっているか分かりませんが、訪問しながら取り組んでいるところでございます。

○兼本委員

抽象過ぎて分からないと思うので、最初の見守り強化事業からいきます。この見守り強化事業で、まず一点が、支援が届かない人というところが、飯塚市は対象者として要保護児童対策地域協議会の支援対象登録児童、それから子育てに不安を持つ家庭等の子どもや特定妊婦という形ですよ。一点が、この要保護児童対策地域協議会の支援対象登録児童というのは、虐待に関してどの状態の人たちのことを言われているんですか。

○こども家庭課長

虐待をどの程度ということではなく、支援が必要だと、今後も見守りが必要だということで、対象の児童が見守りが必要だと判断した子どもたちのことを要保護児童対策地域協議会の要保護児童としているものでございます。

○兼本委員

ということは、通報があって、要対協の中で話が出て、要対協として家庭の状況とかを鑑みて、ここはほぼ支援していかないといけないだろうという子どもたち全員ということで、よろしいですか。

○こども家庭課長

要保護児童の定義についてお答えさせていただきます。「保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童のこと」を指しております。「具体的には、保護者の家出、死亡、離婚、入院、服役などの事情にある子どもや、虐待を受けている子ども、家庭環境などに起因して非行や情緒障害を有する子どもなど」を要保護児童と定義しております。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 14:42

再開 14:44

委員会を再開いたします。

○こども家庭課長

申し訳ございません。全ての要保護児童を対象に、これを全てしているわけではございません。要保護児童、もしくは要支援児童、特定妊婦の中で必要なご家庭の中で、主にネグレクト等によって、私どもは、いわゆる身体的虐待の重いものとか、そういったところの見守りに

については兎相等がやっておりますし、私どもも入っている場合もございますし、その中で、定期的に、言葉が見当たりませんけれども、軽いケースと言ったらどうでしょうか。言っているのかどうか分かりませんが。定期的な見守りが必要だということで、ご家庭に今後、見守りをさせていただきたいがこういった主任児童委員、もしくは業者さんが来ることについて、同意を得られたところについて、このような形で行っているところでございます。

○兼本委員

よく分かりました。特定妊婦に関しても同じような考えということでよろしいですかね。

結局、対象者が児童ということですから、当然、自らは支援を受けたくても受けられないということで、飯塚市のほうが状況に合わせて行かれているということは分かったんですが、例えば、令和5年度で主任児童委員さんが月に1回程度行かれていらっしゃるということなんですが、それは定期的に行かれるのか、例えば、こういう状況なんですよってというのは、当然、飯塚市と共通の情報共有があると思いますけれども、そういった中で、もうちょっとこういうふうに行ってもらえないんですかというような内容の事業になっているのでしょうか。

○こども家庭課長

この主任児童委員のほうにつきましては、行ったら必ず報告をいただいているところでございます。その中で主任児童委員さんも悩みながら行っているところが結構あります。その中の悩みをうちのほうも聞きながら、こういった方向がいいんじゃないかなとか、どういったほうがいいとか、一緒に話し合いながら、今後はこんなふうに行ってはどうかとかということはおしておりますけども、基本的には主任児童委員さんにお任せと言ったら変ですけども、主任児童委員さんが定期的に訪問していただいておりますので、その部分につきましては、特にこうしなさい、ああしなさいということは言っておりません。

○兼本委員

そうすると、例えば、生活必需品を訪問するときに持って行かれるということですが、これは訪問するたびに必ず持って行くということなんですか。

○こども家庭課長

主任児童委員のほうにつきましては、日用品、もしくはその飲食物等の提供については、訪問の中で基本的には拒まれるケースのほうが多いので、入り口の一つとしての役割を持っているものでございます。主任児童委員のほうは毎月1回、定期的に持って行っております。

○兼本委員

私が主任児童委員のほうから話を聞きました。そのときに、もしくは地域とかによるのか僕もよく分かりませんが、今まで持って行けたんだけども持って行けなくて、逆に子どもたちから「今日はお菓子がもらえんと」とかというような話になって、なかなか行くたびに持って行きたいんだというような、要望等のご意見をいただいたんですが、必ず持って行っているということではないですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 14:49

再開 14:50

委員会を再開いたします。

○こども家庭課長

この月1回の持って行く分につきましては、あくまでも支援対象児童等見守り強化事業の中で行ってらっております。当然ながら、主任児童委員さんはそもそもの役割がございまして、主任児童委員として行っている部分につきましては、持って行っていないところはあるのかもしれませんが、うちのこの事業として行っていただいている分につきましては、月に1回2千円以内ということで決められておりますので、その中でお持ちしております。

○兼本委員

ごめんなさい、私もその主任児童委員として行っているのか、この予防事業の分で行っているのか、そこまでは聞いていなかったんですけども、ご本人さんの言う話では、この予防事業で行っている、虐待の分で行っているというような感じのお話だったんでね。ということは、1年間ということは、12回は必ずあるということなんですね。ということで、よろしいですか。

○こども家庭課長

必ずしも12回行っているかと言われたら、会えないときもあるかと思います。そのときには連絡をして、今度はいつとかいう話をしながら行っておりますので、絶対に12回ということではございません。連絡がつきまして、月に1遍お願いをしているところではございますけども、それは相手方との話合いの中で、何月何日がいいという話になっておりますので。

○兼本委員

要は、この事業で行ったときには、必ずそういった物を持って行っているんですかということを知っているんです。

○こども家庭課長

頻度としては月1回程度となっておりますので、月1回であるならば、月1回分の2千円と決まっておりますので、持って行っているというところでございます。

○兼本委員

ごめんなさい。詳しい説明をしていただいてあれなんですけども、この支援事業として、主任児童委員さんが訪問されるときには持って行っていかれるというふうに理解していいということでしょうか、今のは。

○こども家庭課長

そのとおりです。

○兼本委員

今回はネグレクトのお話がさっき答弁でありました。この事業によって、どういったものの改善を望まれるのでしょうか。ネグレクトの解消とかそういった形のものを望まれるのでしょうか。それとも状況をただ確認に行っていると。それか、要対協にこういう状況ですといったものを上げるとか、いろいろその後の対策ってあると思うんですけど、どういうふうなことをお考えなのでしょうか。

○こども家庭課長

主任児童委員にお願いしているところは、あくまでも見守りのところでございまして、例えば、家庭環境の改善、不適切な養育があったとかいう報告を受けた場合の改善につきましては、私どもが訪問してやっているところでございます。

○兼本委員

ということは、ここからのそういう指導等を飯塚市が行うということですか。そういうのは現にあったんですか。

○こども家庭課長

ございます。

○兼本委員

先ほど主任児童委員はということをおっしゃいましたが、委託しているエフコープはどのようなことをやられてあるんですか。

○こども家庭課長

基本的には同じでございまして、見守り活動、いわゆる子どもの状況確認ということで行っているところでございます。

○兼本委員

ただ主任児童委員だけではなく、エフコープに関しても、その頻度が違うということだけでいいんですか。

○こども家庭課長

そのとおりでございます。

○兼本委員

次に、子どもの居場所づくり支援事業、これは子ども食堂を立ち上げた場合に支援されますということですが、その中で支援につながった児童数が、令和4年が7人、令和5年が9人ということになっておりますが、この子ども食堂が実際に行われています。この支援につなげるというのは、子ども食堂の方々の分だけで、飯塚市がそこに行ってみたりとか、そういったことはされてあるんですか。それとも、全て子ども食堂にお任せというような形になるんでしょうか。

○こども家庭課長

基本的には、子ども食堂を開いていただいているので、私どもは毎回行っているわけではございません。ただし、最初のほうに委員のほうからご指摘もございましたので、一度見に行く必要があるんじゃないかならうかということでございましたので、昨年度、全て行ったところでございます。

○兼本委員

やはり、これもネグレクトが多いんですか。

○こども家庭課長

ネグレクトというか、例えば、服が汚れているとか、そういったところが見られるとか、ご飯の食べ方とかを見て、この子は気をつけたほうがいいんじゃないかならうかという情報提供をいただいているところです。

○兼本委員

それから、今度、支援をされるということですが、どのような支援をされるんですか。

○こども家庭課長

基本的には学校の様子とかを確認する必要がございますので、小学校のほうにこの児童の部分の状況を確認しながら、見守りをいただいているところでございます。

○兼本委員

もう一回、最後のほうをお願いします。

○こども家庭課長

必要な支援については様々なものがございますので、家庭に合った支援のほうにつなげている。例えば、困窮世帯であったという場合は生活支援課のほうにつなげたり、そういったことにならうかというふうに考えております。

○兼本委員

されてきたということでしょう、考えてありますと言われたけど。そういうことをされてきたということでもいいんでしょうか。

○こども家庭課長

そういったことがありました。

○兼本委員

これは、子ども食堂の立ち上げ・運営のためのコーディネーターを配置。コーディネーターというのはどのような方がどのようなことをされるんでしょうか。

○こども家庭課長

コーディネーターにつきましては、地域のニーズの把握、資源の発掘――。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 15:00

再開 15:09

委員会を再開いたします。

○こども家庭課長

失礼しました。コーディネーターでございますけども、子どもの居場所の立ち上げや運営のための情報提供・助言・相談等の支援を行うコーディネーターでございます、NPO法人いるかのほうに配置をしているところでございます。

○兼本委員

内容は分かりました。そういうアウトリーチの方法でやっていますということで。

最初に戻って申し訳ないんですけど、支援対象児童等見守り強化事業の中で、先ほどの答弁では、ある程度、虐待予防的な分であったりというお話が出ました。ハードな子たちというのはより一層やっぱり見守り等が必要だと思えます。児相に行かれている部分というのは児相がやるんでしょうけども、そうじゃないよりハードな虐待ではないかといったところの見守りというのはどうなんですか、されてあるんでしょうか。

○こども家庭課長

ハードケースと言った点ですけど、そちらのほうは児相のほうで行っているところがございまして、市のほうで見守りを行っているところもございまして。当然ながら児相は入っていないで、うちのほうが入っているところはございます。

○兼本委員

飯塚市が入っている場合というのは、この見守り強化事業の対象者にはなってくるんでしょうか。

○こども家庭課長

対象者となります。

○兼本委員

そこで、大体、さっき課長が月に1回程度と言われたけども、やっぱりそういうハードケースの場合というのは、もっと訪問回数とかを増やしたほうがいいんじゃないかと思うんですが、その辺りはどのようにお考えですか。

○こども家庭課長

こちらの支援対象児童見守りの強化のほうは、ハードではないものでございますので、月1回程度の見守りをお願いしたいというところをお願いしているところでございますけども、ハードケースにつきましては、確かに月1回以上行っておるところでございます。私どもは行っております。

○兼本委員

ハードの場合は飯塚市のほうが行かれているということなんですか。

○こども家庭課長

中には両方使っているところもございまして、いわゆる見守り活動の中で、主任児童委員とエフコープに頼んで見守っているところもございまして、当然ながら、私どもも行っているところもございまして、それを組み合わせながらやっているところはございます。

○兼本委員

ということは、主任児童委員さんも行かれているケースもあるんだ。もしくは、エフコープさんが行かれているケースもあります。それと別に、それに関してはアウトリーチ型の支援で行かれているという認識でいいんですか。

それと飯塚市でいうと、この事業とはまた別でということ考えてよろしいんですか。

○こども家庭課長

基本は私どもが入りたいという思いがありますけども、入れないケースが多々あります。い

わゆる市役所が車を乗りつけて来るのを拒まれるケース、そういったときにこういったところの事業がありますので、そういったところで行っていいですかと相手に確認しながら行ったところもございますので、市役所が入れないところをこちらのほうでお願いしているところがございます。

○兼本委員

そうすると、家庭児童相談室が行かれるところも、同じようにこのアウトリーチ型の支援ということで考えていいんですか。

○こども家庭課長

そのとおりでございます。

○兼本委員

そうすると、今回の資料の中にそこは入ってないけれども、これ以外の回数を回って、支援をしてあるというふうに認識してよろしいのでしょうか。

○こども家庭課長

そのとおりでございます。

○兼本委員

分かりました。やっぱり虐待予防のための把握というのは、最低でも要対協のほうに上がらないと分からないというのが現状なんでしょうか。

この支援の対象者というところがある程度出てくるのは、私は対象者はもっといるんじゃないかと思っています。ただ、やっぱり把握をするというのは非常に難しいのかどうかというところで、もし何かお考えがあれば、お伺いしたいんですけども。

すみません、変えます。例えば、私たちが何かイベントがあり、参加しました。そこに参加している子どもたちがもしかしたらネグレクトじゃないかとなった場合、通報します。そういった場合には、まだ対象者にはなっていない状況ですよ。そういった場合は、例えば、やはり一度、現状がどうなのかというような形のものを確認した上でやっていくのか。もしくは、分からないところがあるじゃないですか。でも、もしかしたらというところがあると思うんですよ。その部分を助けようと思うときに、例えば、通報をした段階でこの支援事業に調査を入れてもらって、その段階で持っていけるのか、いけないのかというのは、難しいところはあるんじゃないでしょうか。

○こども家庭課長

当然、通告がありましたら必ず調査しますので、その中で、今後、見守りが必要となった場合に受理会議というのを開いておりますので、その受理会議の中で、この世帯は必要だというふうに認めるならば、そのときに要対協に上げたり、もしくは別の訪問事業があったりしたらそちらのほうに回して、訪問して、支援をしているところでございます。

○兼本委員

調査をして、一旦、要対協に上げるというところまで行くわけですね。結局、そこまで行くという形ですね。

一つだけ、もし要対協に上げました。要対協も全然問題ないと言われていて、実は問題があったというようなこともあるかもしれないというところにも支援は必要じゃないかなと思ったりするんですけども、そこまで枠を広げるというのはやっぱり厳しいですか。

○こども家庭課長

資料のほうにも記載しておりますけども、要対協のみではなく、子育てに不安を持つ家庭等の子どもや特定妊婦も入っておりますので、この見守り事業にのせたほうがいいと思われる家庭については、全てこの強化事業のほうにのせて訪問しているところでございます。

○兼本委員

そうしたら、特定妊婦じゃなくて、特定妊婦以外の家庭も行かれるということでしょう。そ

こは対象者として入れないといけないんじゃないですか。これは子育てに不安を持つ家庭等の子どもですね。そこをされてあるという形で、分かりました。

それで、今、この事業費というのは十分に足りているということで、今後も継続できるということで確認させてもらってよろしいですか。

○こども家庭課長

これは国庫補助の対象にのってございまして、国庫補助3分の2の補助を頂いているところでございます。国庫補助がなくなったときはどうするかということのお尋ねかと思っておりますけれども、そのときは、必要であるならば、私どもはそのときに判断したいし、また別の事業に代わってするようなものがあるならば、そちらのほうに代えたりする場合がございますので、現在、将来のことをずっと続けるのかということにつきましては、答弁しかねるところでございまして、続けてまいりたいというふうには考えているところでございます。

○兼本委員

だからアウトリーチ型支援を行いますということで、今回、出してあるわけでしょう。そのアウトリーチ型支援は国がやれと言ったからやっているのか。これは自治体のほうでしっかり必要なんだよとかいうことを検証していくべきじゃないですか。

だから、さっき僕は最初にアウトリーチ型支援というのはどのようにお考えなのかということを知りたいんですけども。国がやれと言うからやっているんだというんじゃないで、飯塚市で死亡事件というのがあったわけでしょう。それを防ぐためにどうやっていくかということで、やって始めてきたわけじゃないですか、今までが。であるならば、もっと真剣に考えていただきたいと思っております。これが駄目と言うのであるならば、もう何年していますか。2年してあるわけでしょう。ある程度が検証できるんじゃないんですか。新たな方向を考えなくちゃいけないのであれば、もう考えるべきじゃないんですか。これで十分やっていけるんだという認識の下でやっているんじゃないんですか。違うんですか。私は答弁を聞いてそのように思いましたので、この事業というのは継続していくべきだと思っておりますし、先ほど、心配していました要対協以外の子どもたちの分までも考えていらっしゃるということですので、ぜひ、もっとも子どもたちの虐待がなくなるように、予防できるような形に取り組んでいただければと思っておりますし、そのように、もうちょっと前向きな答弁をしていただければと思っております。

○こども未来部長

こちらの事業につきましては、見ていただいたら分かるように、対象世帯が19世帯ずつということで、余り多くないと感じられてあるんじゃないかなというのを思っております。というのが、やはりこういう事業でお家にお伺いして、物を持って行って、主任児童委員が見守りを行うといった形でやっておりますけれども、なかなか受入れが整う家庭というのも、また少ないのも実情です。その中で、この事業が、この件数をどう見るかによると思うんですけども、これじゃないと、やはりつながれない世帯があれば、この事業は引き続きやっていかなければならないと判断いたしますし、そうではなくて、例えば、今こども家庭課は保育士、保健師が一緒の部署として働いております。保健師からのアプローチでつながれるお家もございまして。そういった形でいろんなアプローチの仕方がありますので、支援の方法は一つではないという意味で、今この事業は国の補助もあるのでやりやすいんですということで、担当課長は答えておりますけれども、これを国の補助がないからすぐやめるということではなく、ほかにもっといい手があれば、そちらのほうに私たちはシフトしたいということで、支援を行っていく方向性については、決してやめるとか、否定するものではございません。

○兼本委員

ぜひ、よろしく申し上げます。

先ほど主任児童委員さんの話を私はしました。もしかしたら、この事業と別に行かれているのかもしれないですね。やっぱり心配ということで行かれているのかもしれない。さっきの答

弁で違うような内容の話を聞いたんです。もしかしたら、その事業で行っているのか、児童支援員さんが事業で行かれているのか、個人的に行かれているのかが、このルールというのを、民生委員さんのほうにも、もう一度再確認のために、こういう場合にはこういうふうにできるんですということをお伝えしていただければと思います。さっきの答弁とは違うような形を聞きました。ただ、今、課長の答弁の中でもあったように、確かにこの支援で行っているのか、そうじゃないのかというのは、私も聞いておりませんので、もしかしたら、全部一緒に考えていращやるのかもしれないというところもあります。そういうところで、せっかく協力していただいているので、お互い理解し合った中でやっていくべきだと思いますので、お時間が大変でしょうけども、その辺りを再度こういうことであることを説明していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○藤堂委員

一個ずつ踏んでいきたいと思うんですけど、先ほどの答弁の中で、2ページの支援対象見守り強化事業のところ、社会資源をもっと使っていきたくとおっしゃられたと思うんですけど、私もそう思います。社会的なリソースをもっと活用すべきかなと思っていて、単体でやるのは限界があるのかなというところで、何か今考えられていることとかはございますか。

○こども家庭課長

今考えられている事業ということで、予算特別委員会でも申し上げましたけども、今年度から始めていこうとする事業の中におきましては、子どもの権利擁護事業ということで、今度、新たに公立保育所を回ってやっていこうとしている分がございまして、また、ファミリーサポートセンターで、今、通常型をやっているところとございまして、今度、緊急サポートセンターを開催していこうとしているところもございまして、そういった社会資源を増やしながらやっていきたいというふうに考えております。

○藤堂委員

引き続きやっていただいて、前回もお伝えしたかと思うんですけど、もっと民間企業が使えないかなと個人的には思っていて、いろいろ見ていたら、今でいうイクボス宣言とかあって、大体、事業者とかが我々もそういう宣言しますみたいなものもあって、ちょっとずつ機運が高まっていくみたいな、数字では全然測れないんですけど、調べてみると、虐待防止宣言みたいなものもあって、そういうのでどんどん加入の企業とかを増やして、社会として機運を高めていくみたいなところも大事で、全然お金がかからずにできるかなとも思っています。

結構、直接的に会うと、全然この人、この家庭は何か問題なさそうだなというところが、案外見えていないところで、何かいろいろ問題が起きているかなと思いますので、いろんな目で、皆さんでチェックするみたいな雰囲気をつくれればと思います。本質として、きちんとそういう家庭をつくらないというのをやりながら、やっていていただきたいと思います。

次に、子ども食堂なんですけど、飯塚市としてはどのぐらいの規模感があればいいなみたいなところももしあれば、お願いいたします。

○こども家庭課長

まずは、私どもは12地区にまちづくり協議会を持っていますので、1地区に1つ以上を目指しているところでございます。

○藤堂委員

これまでに大々的に子ども食堂を開設しましょうみたいなPRをされたことというのはございますか。

○こども家庭課長

その他のところ、いるかさんの主な活動実績のところへ上げておりますけども、4番目の研

修会の開催ということで、これにつきましては全市民対象としておりますけども、実質上はなかなか来ていただけないのが現状ではございますけども、こういった形で、今年3回実施したところでございます。

○藤堂委員

子ども食堂が他市と比べて、仮に少ない。少ないのが悪いのかとなると、需要と供給と成り手の問題で、もしかしたら、そういう子たちが少ないので、数としても少ないみたいなのところもあると思うんですが、一定、社会として増えていっているんで、需要としてはあるのかと。あとは成り手の問題かと思えます。他市だと、やはりキッチンスペースが要るので、公民館とか飲食店とかが場所として使われていると思っています。なので、難しいですけど、もし青年会議所とか商工会とかと連携してばっと広めていただけたら、協力していただければ、もっと柔軟な広がりというのがあるのかなと思ったりはしたので、そういうのは今後考えられたり、ゼロか100じゃないですけど、考えていただけますでしょうか。

○こども家庭課長

今、質問委員が言われましたとおり、いろんな団体等に広げていっていただくような形のお願いや周知等はしていきたいと思っております。

○藤堂委員

ぜひお願いいたします。

次に、ヤングケアラーなんですけども、登録者数が3人というところで、どういう背景で登録していただけたみたいなの、もしお答えできることがあれば、背景みたいなのところをお聞きしたいです。こちらからなのか、能動的なのか、受容的なのかみたいなのところも。

○こども家庭課長

この3件につきましては、きっかけにつきましては、2人は高校からの情報提供、1人は小学校からの情報提供によるものでございます。

○藤堂委員

学校から連絡があって、登録をして、こちらからアプローチをして、してもらったという感じですか。それとも学校がその子に言って、その子が登録したという感じになるんですか。

○こども家庭課長

令和5年度にヤングケアラー相談支援員を配置しまして、各学校、小中高全部を訪問し、ヤングケアラーというものの周知をしたときに、このような気にかかる子がいるということの情報提供をいただいたのが、この3件でございます。

○藤堂委員

ちょっと先の話になるんですけど、出口戦略みたいなのところで、仮に、今、支援を147時間、この方たちに対してやっていますというので、抜け出しと言うんですか、どういった未来をたどっていくのかみたいなの、ずっと我々はそうした支援はしますけれども、そのほかの何か関わり方みたいなのは、もしかしたら部署が違うかもしれないですけど、どういったことが考えられるのかみたいなのところを。

○こども家庭課長

ヤングケアラーの部分では、学校に行けていないというところが非常に大きいのかと思いますので、学校に行けるような環境づくりをしなくてはならないというふうに考えておりますので、その部分の、学校に行ったらいいのかとかいう問題もございますけども、取りあえずは学校に行けるような形をとるのが、まず第一の目的だろうというふうに考えております。

今回の部分で、1件なんですけども、高校卒業までちょうど1年、高校3年生でございましたので、最終的に18歳になるときにどのような形をとったらいいのかということで、基幹相談センターのほうにつないで、今後の見守りをお願いしていったというつながりは1件ございました。

○藤堂委員

もしかしたら関係部署がいろいろ関わってくるかと思いますが、ぜひいろいろ連携して、支援をして、ちゃんと次に進めるような形の送り出し方をしていただければと思います。

最後のひとり親家庭のところなんですけど、これは1回300円かかっているんですよね、たしか。利用時間が351時間で、大体10万円ぐらいの売上げは上がっているんですけど、現場の肌感として、300円というのが、「利用する、しない」に関わっているのか。あまり金額は関係なく、もっと別のところで何か問題があるのか。

登録者が15人という数字で、ひとり親世帯が何人、飯塚市にいるか私も把握していないんですけど、もっといるんだろうなと思うんですよね。なので、何がハードルになって、登録というところ、また利用というところが増えるのかなみたいなのがあれば、教えていただければ。

○こども家庭課長

いろいろなケースがあろうかと思いますが、当然ながら、この事業自体を知らないといった世帯もございましょうし、もしくは、家庭支援でございますので、家のほうに入れたくないといった家庭もございましょうし、いろいろなケースがございますので、私どもとしましては、周知をもうちょっとやりたいというふうには思っております。

○藤堂委員

いろんな背景があると思うので。すみません、なかなか難しい答弁だったと思うんですけど。もし仮に、300円が引かかって余り利用につながっていないみたいなのところで、その先の予防、虐待防止みたいなのところで、10万円がネックになっているのであれば。安い投資かなと思うので、そこら辺は、もし値段がハードルになっているんだしたら、また検討いただければと思います。

最後に学童期から青年期のことだと思うんですけど、学生は、家庭と学校、もしくは別の部活動じゃないですけどクラブ活動みたいなのところの行き来だと思うんですよね。その家庭内のことがその子にとったら正解というか、それしか知らないの、比べるところがない。ただ、学校とかに行って、「あれ、何か僕、私って、何か違うな。ほかの家庭と違うな。」みたいなのところに気づく一つの場合、それが子ども食堂とかでもあるのかなと思うんですけど、やられていると思うんですけど、ぜひ学校内で研修とか、外部から来た人の研修とかをやっていただいて、ちょっとでも充実して、子どもたち本人が気づくような形をとっていただければと思います。すみません、以上です。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

虐待防止についてお尋ねいたします。2月に飯塚市主催でコスモスコモンで講演会をしましたね。私もお話を聞きに行った一人ですけれども、あれはどういう位置づけで行ったのか、その成果はどうか、お尋ねします。

○こども家庭課長

飯塚市の子どもをみんなで守る条例第17条に規定しております児童虐待防止推進月間における集中的な広報・啓発活動を実施しているところをございます。この取組の一環として行ったものをございますけども、昨年度は11月ではなくて、先生の都合もございましたので、2月にずれ込んだところをございますけども、その一環として行っているものをございます。

成果は難しいところではございますけども、今回の部分につきましては、しつけと体罰の違いというところの部分聞いたのかなというふうに考えております。

○川上委員

先ほどからアウトリーチの4本柱の紹介がありましたけど、それを含めて案内はどのくらい

広がったんでしょうか。

○こども家庭課長

あらゆる機会を通じてやりましたので、例えばうちが虐待防止講演会をすると決めた以降の市で開かれているイベント等、もしくは、うちが出向いたイベント等、また、学校は当然ながら、そういったところに案内文書を持って行きまして、こういった児童虐待防止講演会を開くので来ていただきたい。当然ながら、委員会の皆様にも机上に置かせていただいたところでもございますし、ホームページ、その他、テレビでも部長が出させていただきました。

○川上委員

寒い中だったけれども、この講演は、表題が「混乱するしつけ～体罰としつけをめぐる～」ということで、かなり重いテーマだったんだけど、この講師の心情というか、希望を切り開きたいというような思い、現実、告発はもう既にあるわけだから、どう未来を、希望を切り開くのかというようなお話の仕方に感銘を受けたわけですね。そうかなという気持ちもあるんだけど、この講師は特に日本の子育て文化に着目して、実は子どもに体罰を加えるという文化は日本には少なかったのではないかというような、子どもは幸せに育まれてきたのではないかというようなことに着目した。その側面を強調したんですね。題材としては、ヨーロッパ、外国の方の書籍なども紹介されてということがあったんですけど、私はいろんな考え方、捉え方というのは多様にあると思うんだけど、飯塚市の取組としては、こういう取組を今日お話のアウトリーチの取組などと結合して、一つ一つ丁寧に、虐待防止のために、また虐待をしてしまった監護者というか、保護者が繰り返さなくて済むようにという意味で、大事にしたほうがいいのではないかと思います。

この取組は、今後どういうふうになりますか。

○こども家庭課長

基本的には、毎年1度、講演会を開催していきたいと思います。テーマはそのときどきで決めますけども、毎年開催していきたいというふうに考えております。

○川上委員

11月が月間ということのようですけども、教えるから勉強に来てくださいという側面よりは、手作りで市民が作り上げるという形になれば、意義はもっと大きくなるのではないかなというふうに思ったりしております。

こういう取組をする上で、市の体制がどうかということをお聞きしたいと思うんですけど、こういう取組というのは、これだけじゃありませんけど、3児童死亡事例が発生し、重大な危機感を持って、痛恨の思いも持って、検証をお互いにしてきたわけですけども、そのときに、子ども家庭総合拠点を5年前につくっておいたらどうだろうというのが一つあったんですね、私の問題意識には、それについては指摘もしました。

それで、この検証過程において、本市は児童虐待についてですけども、防止のための市の体制の見直しを図って、努力の方向をし始めたわけですけども、この春、新しい体制をつくりました。この間の体制の変更の考え方、人員がどうである、どうなったかなどを含めて、お尋ねしたいと思います。

○こども家庭課長

令和4年度に拠点を設置しました。そのときは、これまで市民協働部健幸スポーツ課にありました母子保健係を、うちの子育て支援課のほうにも配置をしまして体制強化をしたわけでございます。そのときの拠点としての体制としましては、係長以下を除く支援員として、保健師も含めておりますけども、33名でございました。令和4年度に弁護士、心理担当支援員、医師の配置を別途させていただきました。令和5年度におきまして、これに加えて、児相経験者であるスーパーバイザーを配置したところでございます。それとヤングケアラー支援員を2名配置したものでございます。令和6年度、こども未来部こども家庭課ということで、こど

も家庭センターという拠点と子育て世代包括支援センターがくっついて、こども家庭センターという名前にしまして、人数の増減は、まだ応募がっておりませんので、増減自体はないんですけども、保健師を1人配置ができたこと、統括支援員が1人できたこと、そして、サポートプランの支援員として、先ほど申した保健師が1人配置できたこととなって、合計35名になったものでございます。

○川上委員

そうすると2年前と比べたら、今年度は人員的には2人増強したという感じですか。

○こども家庭課長

先ほど、本来の体制、うちが求めていた体制では、それプラスの2名。プラスですけど、まだ応募がございませんので、2名。実質上は2名の増加になったというところでございます。

○川上委員

ちょっと分かりにくかった。本来、人員増を何人求めておったけれども、今のところ、何人しか確保できていないということなんですか。本来、何人増を求めておったんですか。

○こども家庭課長

何人増というよりは、配置の考え方でございますけども、先ほど申しましたサポートプラン作成要員として2名の要望をしておりましたので、そのうちの1名がまだ配置できていないというところでございます。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 15:55

再開 15:55

委員会を再開いたします。

○こども家庭課長

令和4年度が33名でございまして、令和5年度がヤングケアラーの分の2名が配置できましたので35名になって、次に、先ほど申しましたサポートプランの作成要員を2名プラスさせようとして、37名になるはずでしたけども、36名という形になっております。

○川上委員

33人、ヤングケアラーの関係でプラス2で35人。今度はサポートプランの関係で2人増員の予算措置をしたということですかね。だけど、今の配置は2人のうち1人と。確認してください。

○こども家庭課長

今、委員がおっしゃったとおりでございます。

○川上委員

そこで、この体制の下で、教育委員会との連携は今年度、特にこのようなところを強化というところがありますでしょうか。

○こども家庭課長

特段、通常の連携として、毎年行かせていただいておりますんですけど、各校訪問をさせていただいているところでございますけども、特段、これといって新たな学校の部分で連携をしているというところは、今のところはございません。

○川上委員

各校訪問する場合、学校側は誰が対応するのでしょうか。

○こども家庭課長

管理職、校長、教頭、養護教員等が対応していただいております。

○川上委員

3児童死亡事例のときの教訓の一つは、転入生がいたということなんですよ。学校給食費

の問題、就学援助のことがキーワードとしてあったのではないかと思うけれども、その死亡事例を踏まえると、今年新たに、訪問は訪問でやりますよということなんでしょうけど、力点というか、情報共有、混乱する力点というところが、今言ったような観点ではどうでしょうか。

○こども家庭課長

力点ということで、学校訪問を始めたのが令和4年度からでございますので、それを毎年続けているところでございますので、力点と申しますのが、学校訪問を始めたというところでございます。

これまでそういったものを話している場がなかったので、直接お会いして、学校と話し合っ、虐待通告をいただくという形を考えたというところでございます。

○川上委員

今のお話は、現状での必要な情報交換ではなくて、今後こうやっていきたいと思いますという、今後の情報共有の仕方についての打合せという感じですか。

○こども家庭課長

令和4年のときはそのような形でございました。令和5年度からは、それに加えて、今の現状を報告して、今の見守り状況はどうですかといったことの情報交換をさせていただいております。

○川上委員

それは個別事例を挙げての情報共有ですか。

○こども家庭課長

具体例を出す、個別事例でございます。

○川上委員

その学校の関係なんですけれども、学校側はどういった情報を把握し、こども家庭課に情報共有を望もうとしているのか、分かりますか。

○学校教育課長

事前においでいただく日が決まっていますので、その日に限ってではないんですけれども、学校側では、特に要保護児童とかそういった恐れがある子どもたちについては、週1回程度、委員会を開いて情報共有をしていますので、そこで出た情報をお渡しすることとなっています。中学校のほうでは、特に進路関係もありますので、この子は今、高校はこういったところを考えているとか、そういった情報もお伝えしています。

○川上委員

過去に虐待行為を行って苦しんでいる。あるいは、前向きに歩き始めた家庭の子どももいるのではないかと思うんですね。そうした情報については、再発防止という意味ですけど、そういう情報も交流していますか。

○こども家庭課長

当然ながら、それも含めてしております。

○川上委員

田川市で子どもがいじめを理由に自殺したという痛ましい事件が起きました。田川市教育委員会は、西日本新聞の報道によれば、学校が悪いという見出しになっているわけですね、学校側が悪いと、早期対応するべきであったというような報道なんですけど。報道以上のことが私に分かる状況では今ないんですけれども、新学期が始まったこの時期には、虐待の複合的な要因というものもあると思いますので、子どもの命を絶対に守るという取組が要るのではないかと思います。

そこで、こども家庭課と飯塚市要保護児童連絡協議会との関係について、何か今年度新たな展開を考えているというようなことがありますか。

○こども家庭課長

今回、実務者会議の部分につきましては、3か月に1遍程度開催をしていたところでございますけれども、これを強化しまして、2か月に1遍開催しようとしているところでございます。そういったところが今のところ、要対協で変えようとしているところかなというふうに考えております。

○川上委員

個別協議は、この間、何十回ということをやっていると思いますけど、それには体制が必要だと思うんですね、必要性の問題もありましょうけど。その辺については、市としてさらに充実するような考え方というのは、検討はありますか。

○こども家庭課長

体制の強化といいますか、今まで1人で対応しているところもございましたけど、今度はチームということで、必ず社福の方がリーダーになって、2人以上で対応していくということを徹底していくというところの部分があります。

○川上委員

次は、近隣自治体という言葉が適当か分かりませんが、要するに、他自治体から異動の多い時期でもありますので、本市に転入して来る保護者と子どもたちについて、必要な情報が転出元の自治体から届くようにはなっていますか。

○こども家庭課長

移管ケースという形で、ケース移管を必ずするようになっておりますので、文書だけではなく、電話で確認して、内容を把握しているところでございます。

○川上委員

例えば、この3月はどのぐらいありますか。

○こども家庭課長

すみません、数の把握はいたしておりません。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 16:06

再開 16:14

委員会を再開いたします。

○川上委員

この3月に転入等で情報共有をしなければならぬ事例というのがあったということをおっしゃられたのか、確認したいと思います。

○こども家庭課長

3月もありました。数はすみません、確認はしておりませんが。

○川上委員

先ほどから聞いている体制の下で、取りあえずこの3月、異動の激しいと思われる時期について、そういう情報を共有しなければならぬという件数が幾つかあって、先ほどから言っている体制の下で対応するのがどのぐらい大変なのかなというふうに聞きたいわけです。そのところはどのようにでしょうか。

○こども家庭課長

実は、3月ということで、私の感覚ですみません、肌感覚で申し訳ございません、3月で異動が多いのは確かなんですけども、年間で見ると、そういったケースは結構、月に関係なく多いというところが見受けられると考えております。

○川上委員

私は3児童死亡事例の件で、小学生の彼のことを特に念頭に置いていたものですから。

ということは、体制があと1人とかではなくて、もっともっと必要ではないかと。また、こ

ども家庭課だけでということではなくて、もっとネットワークを広げる必要があるというふうに思いました。

次に、医療機関との連携について、今年度、とりわけこのところに力を入れたいというようなどころがありますか。

○こども家庭課長

医療機関につきましては、これまで飯塚病院のアイキャップのほうから情報提供を毎日いただいているんですけども、飯塚病院が令和6年度から1次医療もしなくなりましたので、飯塚市立病院のほうに1次医療はなったという関係から、アイキャップのほうから飯塚市立病院のほうに対して、どのような体制で、このような形で、市のほうに報告していますということの情報共有をさせていただいているところでございます。

○川上委員

関係機関という点でいえば、児童相談所との関係で、今年度、特に関係を強化したいというところとかはありますか。

○こども家庭課長

令和4年度に、こども家庭総合支援拠点を設置した後ですが、これまで以上に児相との連携を密にするようにいたしました。その中で、児相の判断への疑義はもちろん、反対に、市への対応への不備等をお互いに協議していく場をつくろうと、市の管理職と児相の所長も交えて話しまして、実務者同士でも疑義があればそのままにしないで協議するようにいたしているところでございます。

○川上委員

大体、月に偏りは余りないようですけども、ただ、児童相談所とのそういう情報共有というのは、先ほどと同じ問題意識ですけど、本市の担当課としての体力というか、人的な、質的な対応が、現状で何とか持ちこたえているという感じですか。それとも、もっと強化してもらわなくてはという感じですか。

○こども家庭課長

令和5年度末時点で、要対協登録世帯が182世帯、362人ございまして、虐待対応専門員4人、母子父子自立支援員2人、計6人でケースを担当しています。1相談員当たりの平均が約30世帯60人の持ちケースとなっております。なお、6人の相談員を先ほど申しましたとおり2グループに分け、1グループに3人の相談員に加え、グループの統括者として社会福祉士を1人配置して、ケース対応を行っております。今回、これが多いか少ないかということにつきましては、私のほうから多い少ないと言え、欲しいところがございますけども、精いっぱいこの人数で頑張っていきたいというふうに考えております。

○川上委員

やっぱり子どもの命とか人生が我々の手の指の隙間からぼろぼろと落ちている現状が、この問題でも日本全国あると思うんだけど、本市においてやっぱり体制が足りないということであれば、足りないわけですから、人的にも財政的にもきちんと対応していく、そういう仕事を市長にはしてもらいたいと思います。

それで最後ですけども、子どもの権利条約、それから児童憲章を大事にする必要があると思うんですね。児童憲章は、昭和26年5月5日、こどもの日になる日ですけども、戦争が終わって6年目です。このときに内閣総理大臣が、集まっていたいただいた方々に議論していただいて、児童憲章をつくるわけですけども、「われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。」、前文として、「児童は、人として尊ばれる。児童は、社会の一員として重んぜられる。児童は、よい環境の中で育てられる。」、以下12項目の憲章があるわけですけども、私は、子ども権利条約の精神とも合致するものが、既に日本国憲法の下で、1951年に我が国において宣

言されていたと。憲章を採択していたということが誇らしいと思うわけです。問題は、それを我々がどのように現実の社会の中で生かすことができたかというのが問われるのかなというふうに思います。

私たちは議会として、皆さんに事業の進行状況をお聞きし、そして、しかるべき方向へ切り替えていく、質問をしていくわけですがけれども、引き続き、議会としても頑張りたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

本件については引き続き調査をしていくということで、本日はこの程度にとどめたいと思います。お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から2件について、報告したい旨の申出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「穎田子育て支援センターについて」、報告を求めます。

○こども家庭課長

「穎田子育て支援センターの移転について」、ご報告いたします。令和6年度から、子育て支援センターの所管部署が保育課からこども家庭課に移管されたため、私のほうからの説明となります。

令和6年3月議会で、穎田子育て支援センターの設置場所については、穎田高齢者福祉センター内とすることで議決をいただきました。

その後、受託業者と協議し、4月1日からの開所が難しいと判断したため、両者合意の上で、当面の間、穎田交流センター別館（旧サンシャインかいた）において、子育て支援センターを開催しております。

このことについては、条例で決められた穎田高齢者福祉センターでの子育て支援センター開設準備のための一時的な措置であり、出張子育て支援センターという取扱いとしていますが、別館の改修工事のスケジュールもありますので、最も遅くなった場合でもゴールデンウィーク明けからは穎田高齢者福祉センターで開催することを目指して、準備を進めております。

また、議案審議の際、議員の皆様からご指摘を受けました風呂開催時の安全管理等の対策につきましては、現在、受託業者と詳細を詰めているところであり、説明については差し控えさせていただきますが、すでに、穎田高齢者福祉センター内の改修にも取り掛かっておりますので、開所日が決まりましたら、ホームページ等を通じて、早急に公表していきたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、ご報告いたします。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○兼本委員

今、報告ありましたが、まず一点です。出張所扱いって言われたんですけどか。であるならば、もともとこの間の委員会でもいろいろもめていたところというのは、もともとの場所の出張所扱いでもよかったんじゃないかと思うんですけども、そして、はっきり決まったところで議案提出でもよかったんじゃないかと思うんですが、そういう扱いというのは可能なんですか。

○こども家庭課長

開設準備のための一時的な措置でございまして、長期間にわたるものではないため、条例に照らしても問題ないものと認識しております。

○兼本委員

では、地方自治法第16条は、条例の制定から条例の施行に当たるまでの条文は、市長は条例の公布というのはされたんでしょうか。

○こども家庭課長

条例は公布されております。

○兼本委員

昭和25年10月10日の最高裁の判決では、条例は公布によって条例としての効力を生ずるとなっておりますでしょう、御存じだと思いますけども。今の飯塚市子育て支援センター条例は見られましたか。これは条例を公布した後、4月1日というのが特段の定めになるんですか。4月1日から施行するという形になっていますよね。通常であれば、公布した日から10日経過した日が条例の施行という形になりますでしょう。まだ条例が施行されていないようになっていると思うんですけど、確認されましたか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 16:30

再開 16:31

委員会を再開いたします。

○こども家庭課長

公布したかどうかの確認までは、すみません、今とっておりませんけれども、総務課のほうでしていただいております。先ほど申されましたのが、多分、見られているのが電子情報で見ているんだろうと思いますけれど、こちらの分についてはまだ掲載されておられません。タイムラグがございます。申し訳ございません、その分につきましては、今後変更されていくものと思いますけれども、4月1日以降の施行になっておりますので、公布はされています。

○兼本委員

公布をされていますというか、公布はしましたと、さっき答弁されたでしょう。施行されたかどうかという確認をしていたんですけど、それはされたということではないんでしょう、公布をしたんじゃなくて、施行されたかということを知っています。

○こども家庭課長

すみません、4月1日施行でございますので、されております。

○兼本委員

その後、出張所という形ということですよ、今言われてるのは。それというのは、どこで、どのようにお知らせとかいうのはあるんですか。

○こども家庭課長

ホームページ上でお知らせをさせていただいております。

○兼本委員

普通、条例とかで決めるときは、こういう時期が未定の場合というのは、規則とかで日にちを決めるという形のものにとられている自治体が多いと思うんですよ。飯塚市はこの日にしますということで、今回議案提出されたんですよ。それができなかった。出張所扱いですと。本当にそれは通るんですか。

○こども家庭課長

議案審議の際に、議員の皆様からご指摘を受けました風呂開催時の安全管理等の対策について、受託事業者と打合せを行ってきまして、どうしても4月1日からの開設が難しいというふうに判断いたしましたので、一時的な措置で、長期間にわたるものではなく、1か月、4月30日までの間は一時的に今の旧サンシャインかいたにおいて、子育て支援センターを開催しているところをごさいます、問題ないものというふうに考えております。

○兼本委員

議会では、条例は4月1日に施行すると。皆さんはそれで賛成されたんじゃないんですか。今、言われた分というのは、例えば、そのときに条例の規則とか、もしくはそういった旨を入れて提案すべきじゃなかったのかなと思うんですけども。私たちは、それは無理だと話を聞いて思っていましたから、反対しましたよ。4月1日は絶対無理だろうなと思って。けど、これは通ったんですよ。

本当にそういう文言を今言われましたけど、なくても大丈夫なんですか。極端に言ったら、何でもできるというような話になりませんか。本当に大丈夫なんですか。市長、それで大丈夫なんですか。確認されましたか、市長。

○こども未来部長

3月の議会におきましては、4月1日からの開所ということで、当然、私たちもそれを目指しておりましたが、それが受託業者との協議の中で、受託業者のほうと話をする中で、丁寧にやっていく、議会の際にも賛成討論ではありましたが、4月1日にこだわることなく、ちゃんときちんと体制を整えてやってほしいというご意見もございましたので、強引に進めることなく、お話をしながら進めてまいりました。

4月1日がどうしても間に合わないということで、これを休館してしまいますと利用者の方にご迷惑をかけてしまいます。ですので、確かに4月1日を目指してはいましたけれども、その開所が間に合わなかったために一時的な措置として、旧サンシャインかいたでの開催ということで、こちらについては顧問弁護士等にもご相談させていただきましたけれども、受託業者との合意の上でやっているということであれば問題もないということで、一時的な措置として、あくまでもやっているというところでございます。

○兼本委員

それは、施行日が決まっても、顧問弁護士は大丈夫だという話だったんですか。施行日を過ぎてもいいという話だったのかというのが、一点。

それともう一点は、本来、事前に分かっていたら、少し施行日の変更か、何かの変更の条例案とかを提出すべきじゃなかったのかなと思ったんですけども。

○こども家庭課長

顧問弁護士のほうに相談させていただいて、施行日は令和6年4月1日ですけども、事業者との合意があって、一時的な措置として旧サンシャインかいたで行うことについて、条例違反ではないという見解をいただいております。

もう一点の質問で、変更条例案につきましては、いとまがなかったものでございます。

○委員長

もう一度、答弁お願いいたします。

○こども家庭課長

変更条例案を提案するいとまがなかったものでございます。

○兼本委員

間違いなく条例違反にはならないということによろしいんですかね。いいんですかね、別段。その根拠理由というのがもし分かったら、教えていただきたいんですけど。というのが、実際に施行日が過ぎた後にいろいろ調べたんですけども、ほかの自治体とかはやはり一部条例の改正の一部条例の改正案を専決で出して決めたりとか、いろいろやっているところとかあったりするんです。

もしくは、やはり施行日は規則にという形で、日付をそこに入れてやるとかいうような形でやっているんですよ。ある程度、期限が来ていないけれども、大きな上位の法律が変わって、それに合わせてやらなくてはいけないよってというような時に関してとかはあるんですが、このように、実際に施行した日が過ぎた後、延期になりましたっていうようなものを見たことがないんですよ。本当に大丈夫なのかどうかという問題が一点です。

あとは、もう決まったことですからあれですけど、こういった条例っていうのは、はっきり決まってから出してもらいたいと思います。だから、こういうことが起こるんじゃないかなと思うんですね。分かりませんか、私が言っている意味が。だから、もうそこはそういう形で出していただければと思っています。だから、本当に大丈夫ならいいんですけども、こういう事例というのがほとんど検索してもないんですよ。ほとんどない。ほとんどというか、全くない。ということは、どういうことなのかと私は考えて、こういうことは普通起こり得ないんじゃないかと思っています。だから、起こり得ないような提出の仕方っていうのはどうなのかなというふうに思っております。以後、気をつけていただきたいと思います。それと、もう一度、本当に確認だけしてくださいね。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

協議中なので詳細は差し控えるというようなことなんですけれど、それは困りますよね。それで、市の提起しているのは、どういう提起をしているんですか、今。

○こども家庭課長

現在、受託事業者と詳細を進めているところであり、その内容が確定していない状況において、その内容を申し上げることは、今後の協議に影響を及ぼすことになることが考えられますので、答弁は差し控えさせていただきます。

○川上委員

敵対的協議をしているわけじゃないわけでしょう。それで、あなた方がどういう提案をしておるのかをお聞きしているんですよ。あなた方の提案を聞いてるわけですよ。

○こども家庭課長

提案につきましても、現在、受託事業者との協議中でございますので、答弁は差し控えさせていただきます。

○川上委員

4月1日以降、どういうやりとりをしたか、内容ではなくって、時系列的なことを教えてください。

○こども家庭課長

議決後でございますけれども、議決日、3月24日、そして、3月31日、4月5日に対面で協議があったのがその日でございます。

○川上委員

3月24日、31日、4月5日に、あなた方の言う業者の方たちと直接会って話をしたということなんですか。何時からですか、場所は、本市の側の対応者は。

○こども家庭課長

3月24日は午前中に、保育課、私どもの旧子育て支援課、所管が令和6年度から所管課になることから、私ども子育て支援課、それと、今、部長ですけども次長が同席で協議を行いました。場所は、現地で、颯田高齢者福祉センターで協議を行いました。3月31日につきましても、現地におきまして、保育課、子育て支援課、それと当時の次長でまいりました。時間は午前中でございます。そして、4月5日は本庁でございまして、午後でございました。対応したのがこども家庭課長、こども政策課長、保育課長でございます。

○川上委員

4月5日に保育課長が出てくるのは、どういう理由ですか。

○こども家庭課長

課が変わったばかりで、やはりこれまでの経過を御存じであるため、保育課に同席していただいたものでございます。

○川上委員

この間に相手方から提案ないし要望があったのでしょうか。

○こども家庭課長

全ての会議において、それぞれございました。

○川上委員

3日協議しているんだけど、その日に提案ないし要望があったと。文書で出たのはいつですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 16:48

再開 16:48

委員会を再開いたします。

○川上委員

質問をし直しましょう。メールを含む文書で提案ないし要望があったのは、いつのことですか。

○こども家庭課長

3月24日にお会いして、3月25日にメールが来ております。3月25日、同日に私どものほうからまたメールで返信したところ、27日にまた業者からありました。次に、3月31日にお会いしたときに協議をしたわけがございますけど、その後、4月3日にまたメールが来たものがございます。そして、4月5日に協議して返ってきたのが、また4月9日に委託業者からメールでの回答がございました。次に、4月11日に本市からメールを返信したところ、4月15日にまたメールが返ってきたというのが今の状況でございます。

○川上委員

これらは情報公開によって開示請求すれば、全て開示するものでしょう、違いますか。

○こども家庭課長

情報公開請求の対象とはなりません。ただし、私どもは、時限秘ということで、協議が整ってから開示というふうに考えております。

○川上委員

それはいつのことを考えているんですか。

○こども家庭課長

協議が整った時点というふうに考えております。

○川上委員

飯塚市議会で異例の事態に、先ほど兼本委員が質問されたのとまた違った意味合いで、異例な状態だと思うんですよ。議会が報告に基づいて質問していることについて、詳細は答弁を差し控えるとかね。

この間、4月1日以降の子ども、あるいは保護者の利用状況をお尋ねします。

○こども家庭課長

その月の翌月の報告となっておりますので、まだ来ておりません。

○川上委員

条例が4月1日から施行されているんでしょう。そして、異例の事態で、その場所で子どもに利用してもらっているっていうわけでしょう。現実に子どもが毎日どのくらい条例改正前と同じように安心して使えているかどうか、引き続き安全に使えてるかどうかというのは関心がないですか。

○こども家庭課長

現実上でございますけれども、4月になっても同じ開催場所でございますので、基本的には変わっていないものと思っておりますので、利用者が不便になったということに関しては、ないものというふうに考えております。

○川上委員

利用状況の事実の把握について、お尋ねしています。推測とか、想定とかは聞いていない。月末を迎えていないので分かりませんと。協議の状況について、重大な関心があって議会の側が質問しているのに詳細を答えないと。子どもは安全に利用できているのかと言うと、分からないと言うと。協議の資格はあるのかという気がするぐらいですけど。

颯田交流センターに私は行ってきたんですよ。学校との共同利用施設として作法室というのがあるのはご承知ですか。

○こども家庭課長

存じております。

○川上委員

行ったことはありますか。

○こども家庭課長

行きました。

○川上委員

この支援センターは、この作法室を子どもの支援の場として利用したことがありますか。

○こども家庭課長

あると聞いております。あります。

○川上委員

広さはどれぐらいありますか。これより広いですか。もっと狭いですか。

○こども家庭課長

すみません、広さまでは確認はとっておりませんが、たしか8畳の2間だったかなと思っております。

○川上委員

8畳。ここは広いです。2間だけど、1つで使えるし、中を割っても使えるし、それから畳でしょう。きれいな畳ですよ。ですから、その上にマットを敷いたりすることがあるかもしれませんが、そこで子どもがハイハイしても、衛生上問題が少ないだろうと思う場所ですよ、実際に使っているわけですから。ここは、学校側はどのぐらい利用しているか、確認したことがありますか。

○こども家庭課長

確認しました。

○川上委員

どのぐらい利用していますか。

○こども家庭課長

年6回のクラブ活動で実施しております。

○川上委員

今聞き取れなかったのと、意味もよく分かりませんでした。もう一度、どのぐらい利用しているか。

○こども家庭課長

私どもが把握した内容でございますと、目的外使用ではヨガサークルが毎週水曜日、午前10時から午後12時、琴教室が毎週土曜日の午後1時から3時となっております。また、小学校クラブでは、琴クラブが年に6回開催されておまして、15時から16時の間となっております。それと、その他の使用として、職員がオンライン研修を受ける際に、部屋が静かな

ため使用しているということでございます。また、中学校で琴の授業があったときに、琴の講師を外部から呼んで授業を行っているということを知っております。

○委員長

川上委員、本日は、颯田子育て支援センターが4月1日時点で颯田高齢者福祉センターで事業を開始できなかったことを報告するものなので、報告事項に対しての質疑ということでお願いいたします。

○川上委員

この質問は、できなかった原因は協議がまだ不調で成立していないということにあるわけですが、その報告を聞いたので、その原因は何かと聞こうとすると、協議中なのでかたくなに答えないというありさまなので、その協議の中に関わることを聞いているわけですよ。それで、颯田交流センターの作法室については、物理的には、学校教育の現場という点からいっても、地域の交流センター活用という点からいっても、何らここで子育て支援を臨時的にやろうとしても、何の矛盾もないではないかと、現状においては、それが私としては確認ができております。あなた方が、高齢者福祉センターのお風呂がある時間帯につき、職員を配置して安全を確保しようというように考えたが、それができないということであれば、子どもの安全、それから便利さを考えればね、颯田交流センターの作法室というのは非常に有効ではないかというふうに思うんだけど、いずれにしても、先ほどのメールなどを聞いていると、あたかも相手側が、次々に提案とか要求を変えてきたかのように聞こえるわけだけど、事實は、飯塚市の側が提案を変えていっていると。それに相手側が合わせる形で、新たな提案ないし要望せざるを得ないというのが現実じゃないんですか。それを議会に報告したくないものだから、協議が整うまで報告できないんだと。そんな法律は聞いたことがない。情報開示しても、時限秘だとかね、とんでもない態度だと思いますけど、この際、教育長もおられますので、市長ももちろんいるんだけど、市長と教育長で具体的に、現実的に考えてもらえばね、子どもの安全と幸せのための手だては取れますよ。かみ合わせればいいんだから。今までも支援センターは、曜日によっては出張したりしていたわけでしょう。違う幸袋とかね。だから、毎日、颯田の作法室を使わなければならないということも考えられるので、一番子どもにとって犠牲が少なく、そして市も、それから相手方も合理的に対応できるとすれば、颯田交流センターの作法室という答えが出てくるんですけど、作法室について、市長と教育長のほうで、部長とか課長がこれだけ苦勞しているのにさ、にこにこして見ておるといふわけにはいかないでしょう。だから、市長と教育長でしっかり話し合って、対応してもらえませんか。武井市長、答弁してください。

○こども未来部長

ご心配をおかけして申し訳ないとは思いますがけれども、利用者の安全を第一に準備を進めておりますので、今質問委員のおっしゃいましたご意見等もしっかりと考えながら対応して、5月には福祉センターできちんとした対応で、安全を第一にやっていくように、今後も進めていきたいと思っておりますので、よろしくご願ひいたします。

○川上委員

教育長から答弁をもらっていないですね。

○教育部長

今現在、こども家庭課を中心としながら、事業者さんのほうと打合せ、協議を行っているということで、今、質疑応答のほうをお聞きさせていただきました。今現在、協議が行われている真っ最中でございますので、この協議について、まずしっかり担当課のほうで行っていただきたいというふうに考えております。

○川上委員

その颯田交流センターの作法室について、先ほどそれも含めて考えるというようなことだったと思うので、条例上の措置についてはね、兼本委員もおっしゃったんだけど、法令上の手続

ができることもあると思うので、高齢者福祉センターに結論ありきというふうを考えずに、一番合理的な安全な所で協議を進めてもらいたいというふうに思います。終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承をお願いします。

次に、「工事請負契約について」、報告を求めます。

○契約課長

工事請負契約の締結状況につきまして、お手元の資料によりご報告いたします。今回、ご報告をいたします工事は、旧潤野小学校解体（その1）工事でございます。入札の執行状況につきましては、業者選考委員会において、指名競争入札参加者指名基準及び運用基準に基づき、専門工事解体の市内業者として登録されている要件等を決定し、入札を執行いたしました。

入札の結果について、ご説明いたします資料の1ページをお願いいたします。旧潤野小学校解体（その1）工事につきましては、7者による入札を執行いたしました。その結果、落札額1億2214万8400円、落札率92%で、九特興業株式会社が落札しております。なお本件の入札につきましては、最低制限価格によります7者同額の応札があり、地方自治法施行令の規定に基づき、くじ引にて落札者を決定いたしております。

以上で報告を終わります。報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○永末委員

報告事項ですので手短かに確認だけさせていただきます。これは解体工事だと思うんですけど、こちらに載っている業者さんは、事業者名簿のほうで、必ずしも解体業者じゃない方が掲載されている。解体の業者名簿に登録されている方でもないのかというふうに見受けられるんですけど、その辺りの方たちが解体の工事のほうに入札で関わっている経緯について説明してください。

○契約課長

本工事の業者選考につきましては、飯塚市建設工事指名基準及び飯塚市建設工事請負指名運用基準に基づきまして、専門工事解体の市内業者であること、それから特定建設業の許可を受けていること、専任の技術者が必要であることを条件として、選考を行っております。市内、解体の第1希望業者のうち、特定建設業の許可を受けている業者が1者しかございませんでしたので、指名運用基準の規定に基づきまして、解体の第2希望業者から6者を加えた、7者を選考しているものでございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

最低制限価格で落札をして、落札率が92%なんですけれども、最低制限価格をこの額にしたのはどういう計算なんですか。

○契約課長

本市の公共発注工事の最低制限価格につきましては、国土交通省が事務局を担当して、その他、国の省庁などで構成されております中央公共工事契約制度運用連絡協議会において、審議、決定されている工事請負契約に関わる低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル、通称、中央公契連モデルというものがございまして、それに準じまして、市内で最低制限価格を設定いたしております。

○川上委員

川上委員、よく分かりませんね。この額になるのが妥当だと分かるように説明してほしいわけです。

○契約課長

先ほどご説明いたしました中央公契連モデルと申しますが、その協議会において計算の仕方を定めているものでございまして、詳細は資料がございませんけれども、中の設計の内訳に算式をかけまして、それで出てくる数字が最低制限価格というような、各工事で工事の設計を内訳をしますけれども、その設計の内訳の数字に決められた数値を掛けたら算出されるという仕組みになっておりまして、これは全国他の自治体でも同様の計算方式になっております。

○川上委員

そういうことを聞きたいわけじゃないでしょ。1億2214万8400円イコールこの金額になる説明をしてくださいと言っているんですよ。あなたの説明の中には数字が一つもないじゃないですか。

○契約課長

工事の設計のこの予定価格としておりますけれども、設計の中の内訳金額につきましては、まだ工事が終わっておりませんので、その金額については非公表としておりますので、具体的な金額の計算については、お答えできかねます。

○川上委員

設計価格とか聞くわけじゃないでしょう。この最低制限価格の今言った額が、どこから出てきたんですかと。入札も終わっているのに、設計価格は聞いてないでしょう。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 17:13

再開 17:14

委員会を再開いたします。

○契約課長

先ほど申しました設計の額の内訳に対しまして、4項目に定数を掛けて計算いたします。まず直接工事費に97%を掛けた数値、それから共通仮設費に90%を掛けた数値、現場管理費に90%を掛けた数値、それから一般管理費に68%を掛けた数値、これを合計した額を予定価格とすることとしておりますが、ただし条件がありまして、設計額について92%以上となった場合については、予定価格の92%の額とするということになっておりまして、この計算に基づきまして今回の予定価格は算定しております。

○川上委員

その92%は何に基づくのか、説明してください。

○契約課長

こちらにつきましても、先ほど申しました中央公契連モデルという団体のほうで示されている数値でございます。

○委員長

川上委員、質疑の内容が入札制度になっていきますので、気をつけられてください。

○川上委員

これは契約報告書ですので、入札についても聞くよね。それで、この工事については、下請は何か条件があるんですか。

○委員長

川上委員、入札結果ではなく、入札制度の話になっていきますので、総務委員会の特別付託事件となっておりますので、よろしく願いいたします。

○川上委員

私が聞いたのは、この報告に基づいて九特興業が仕事をするんだけど、その下請はどうなっているかということを知りたいんですよ。下請を出していいのか、悪いのか。そういう質問なんで

すよ。一般論は聞いていません。

○契約課長

本件につきましては、市の標準の契約約款に基づいて契約をいたしますので、その中では、当然、建設業法でも禁止されておりますが、一括下請は禁止されておりますが、それに該当しなければ下請工事に出すことは可能でございます。

○川上委員

九特興業が一括下請に出すというのは、どういうときに一括とみなすわけですか。

○契約課長

市から請け負った工事を全て丸投げすることでございます。

○川上委員

九特興業が市から受けた仕事を、仮に幾つかに分割したとするでしょう。下請のA社、下請のB社、下請のC社と分けた場合は、それは一括下請になるわけですか。

○契約課長

一括してそれを分けた工事を全て、もう管理から全て何もかも任せてしまうということであれば、一括下請に該当すると考えられますが、分けて、A社、B社、C社というような感じで発注いたしましても、それを総合的に工程管理だとか工事の管理を、その元請の業者が管理をしておれば、一括下請には当たらないものと考えております。

○委員長

川上委員、制度に関わらないように質問をお願いいたします。

○川上委員

分かりました。九特興業がと言えばいいわけよね。九特興業が何ら仕事もしないのに、A社、B社、C社に分割して渡してしまうと、これは禁止行為になるということですかね。

○契約課長

工程の管理であるとか、元請の業者のほうで、この工事につきまして専任の技術者をつけておりますので、そういった技術者などをつけずに、全てを任せているというのであれば、該当することになるかと思えます。

○川上委員

それは、相手がA社、B社、C社と複数であっても該当することがあるよということですね。確認してください。

○契約課長

先ほど言いました、元請が技術者をつけずに全てを任せているということになれば、そのようなことになるかと考えております。

○川上委員

解体（その1）工事となっております。その2、その3があるということだと思いますけども、その1の工事概要をお尋ねします。

○教育総務課長

旧潤野小学校には、普通教室棟が2棟ございます。また、管理特別教室棟、屋内運動場、プールの大きく4つの施設がございます。今回は、敷地の南側でございます、旧学校施設の裏門から入ってすぐの所に位置します3階建ての普通教室棟の解体工事を実施するものでございます。今後の予定となりますけども、引き続き解体工事を計画しております。将来的には2か年計画で施設全体の解体工事を完了する計画で進めさせていただいております。本年度の発注見通しにおきましては、その3工事ということで、6年度中に今申しました4つの施設の上屋を解体したいという計画で進めております。

○川上委員

今度の工事請負契約は、工期が3月15日から10月31日までとなっておりますね。それで

搬出量はどのくらいなのでしょう。

○教育総務課長

数量等を、頂いた施工計画の中で、建物を壊して立米換算から、トラックに運ぶトン換算という形で、そういった資料を頂いたことを読み取りになりますけども、ダンプトラックに載せた場合という形で、10トンダンプを想定して計算したところでございますけども、コンクリートで361台程度、運ぶ量のコンクリート殻が発生するような計画でございます。

○川上委員

本市には、この排出物に責任を持ち続けたいいけないわけですが、搬出先はどこになっていますか。

○教育総務課長

事業者の提出されました施工計画書には、解体した廃材の種類ごとに処分場と収集運搬を行う業者が示されております。主な廃材となりますコンクリート類、コンクリート廃材につきましては、飯塚市内の2か所の処分場で処理される計画となっております。1か所が飯塚市の目尾地内にごございます株式会社幸信、もう1か所は飯塚市潤野地内の株式会社サカヒラコンクリートリサイクルセンターになります。その他廃材も種類がございまして、木材とか廃プラスチック類、それぞれあって、石膏ボード類とか、蛍光灯とかを処分しますので、そういったものも、それぞれ専門の処分場のほうで処理をいたすような計画でございます。

○川上委員

搬送ルートは鎮西小中一貫校などの通学路と重なる所があるのではないかと心配するわけですね。ルートはどうなっていますか。

○教育総務課長

工事車両の搬出ルートにつきましては、先ほど申しました南側の裏門を出まして、グランド横を通り調整池横から、固有名詞で言いますとスーパーあそう潤野店前の幹線道路に抜けるルートで行います。また、廃材の搬出車両につきましては、10トンダンプで行いますけども、こちらは多いときで30台程度の車両の往来がございしますが、その途中にも交通誘導員を5名配置するなどの安全対策を行うこととしており、今お話がありました通学路の指定もないルートでございます。

○川上委員

子どもが歩いている所が通学路ですよ。指定があろうとなかろうと。旧小学校の南門から、これは調整池の横を走ってかなり曲がりくねった所を走って、狭いあそうの前に出てくるわけですね。ここまでの1つの難所で、そのあとがまた狭い道で、2つ目の難所があるんだけど、1日何台と言われましたかね。何台と言われましたか。

○教育総務課長

今申ししたのは、施工計画でお話をさせていただいて確認しておりますのが、3台のトラックを一団としまして、一方方向で搬入したり搬出したりとすることで、それを最大で5回、1日の工程の中で繰り返すことが計画上あるということで、そうなりますと30台という形になります。

○川上委員

それは往復、行きが5回、貨物列車みたいになるわけですね、10トンダンプの。これが、行きが5回、出が5回ということですか。

○教育総務課長

今委員がおっしゃったとおりでございます。

○川上委員

(株)サカヒラへのルートはどうなっているんですか。市道に出て、ASOの前を走って行く、左折して行くんですかね。それからが気になる。真っすぐ行くんですか。

○教育総務課長

今、潤野のスーパーの所までいった道から、花瀬のほうに向かう経路が示されております。花瀬の信号機になるんですけど、真っすぐ抜けましたら飲食店のポパイとかゆめマートがある交差点になります。そちらを大日寺方面に左折しまして、鎮西校のほうに向かう方向になるんですけども、それから左手に沢井製菓の工場等があると思います。そちらのほうに曲がって、事業地内に入られるルートを計画されております。

○川上委員

そこは通常の(株)サカヒラに関わりのあるダンプは通らない所じゃないですか。そこを通すわけ。信号から左に入っていくわけでしょう、沢井のほうに。そこは通常通っていないと思うけど、そこを今回は通すということでしょうか。

○教育総務課長

すみません。通常というところが、認識はないんですけども、計画書では、今の私の説明では分かりづらかった点もあるかもしれませんが、ポパイのある信号機から左に曲がって、大日寺のほうに向きまして、最初の信号機がございます。それを左に曲がると、大きな工場の横を通して、また潤野地内のほうに戻るルートでございます。

○川上委員

私が思い違いをしていました。分かりました。

そこで、このダンプが走るのは、何曜日なんでしょうか。子どもの通学の問題と調整ができているのかなと思うんですけど。

○教育総務課長

工事の時間帯及び曜日につきましては、就業の時間につきましては、8時半から5時までという形で確認しておりまして、また、月曜日から土曜日までということで、日曜日を休日とすると。近くで言えば、大型連休が控えていますけども、そういったときには1度休みを取るということでお話をしております。

○川上委員

子どもが集団登校、引率があつてというのは朝でしょう。朝でも子どもが集団登校に合流できずに、1人で行ったりすることもあるわけですね。そうした場合の安全対策とか、また下校時については、また、特に手当が要るのではないかと。と申しますのは、既にここの周辺は大型ダンプが、通常の普通車も含めてね、当然ですけど、とりわけ大型ダンプが通っている所ではないですか。そこに、さらにということになるので、子どもの安全性について十分な配慮が要るのではないかというふうに思いました。

それで最後ですけども、地元の皆さんへの説明等、要望を聞くような協議というのは、いつ行っていますか。

○教育総務課長

地元の協議等につきましては、場所につきましては潤野と隣接する穂波地区の小正地区というところも関係しますので、自治会長会等に6回、地元の詳細な説明会につきましては、潤野上公民館にて1回開催しております。潤野上区の公民館で開催しました地元説明会については、地元の上区の自治会長さんをはじめ、下区の自治会長さん、まちづくり協議会の会長様、旧潤野小学校の跡地部会長をはじめまして、近隣の世帯にお声かけをしまして開催いたしております。それが、令和6年2月12日の祭日の10時から開催いたしております。主に解体のスケジュールとか、解体の方法、搬出経路等についてご説明をさせていただきました。市からの出席者につきましては、教育総務課と文化課、財産活用課、建築課などが出席し説明いたしております。そのような形で、地元のほうには説明させていただいております。

○川上委員

くれぐれも交通安全と、それから生活環境への悪影響がないように求めておきたいと思いま

す。特に最低制限価格に張りついてね、指摘があったような張りつきの応札の仕方があるので、それが背景となって、この安全の問題とか、環境への悪影響が起こったということがないようにする必要があるので、十分な監視をしてもらいたいと思うし、議会としてもチェックが要るかなと思います。終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

これもちまして福祉文教委員会を閉会いたします。大変お疲れさまでした。